

「リカードウ評伝」の試み(2)

—生涯・学説・活動—

中村 廣治

序 章 デイヴィッド・リカードウの生涯・第1期

第1章 「地金論争」におけるリカードウ

- 1 「地金論争」とその背景
- 2 リカードウの「地金論争」への登場（以上，5巻4号）
- 3 『地金高価論』
- 4 『地金報告』とそれを擁護するリカードウの三書簡
 - (1) 『地金報告』
 - (2) 『報告』を擁護するリカードウの三書簡
- 5 『ボザンケット氏への回答』（以上，本号）
- 6 マルサス＝リカードウ間の「地金論争」（以下，次号）

3 『地金高価論』

「金の価格」によって地金論争に参加し，一定の反響を得たりカードウが高い名声を得たのは，翌1810年年初に公刊された『地金高価論』（*The High Price of Bullion, a Proof of the Depreciation of Bank Notes*, 1810）だった¹⁰⁾。それは，このパンフレットが翌1811年4月までの1年余に4版を重ねたことから明らかだろう¹¹⁾。しかし，はるかに重要なことは，本冊子が時事評論家の域にとどまらず，彼が経済学者に脱皮する第一歩を印していることだろう。

というのは、すぐに示されるように、それは確かに時論としての金地金高価格（＝銀行券減価）問題を解明し、それに対する是正策を提示するものだが、その現状分析や政策提言を貨幣・通貨の「一般に認められている経済学の原理」に基づいて行うからだ。まだ彼の独創性は部分的にしか示されないが、自己の論理を一貫させる彼の生涯にわたる著しい特徴は、すでに明瞭に窺うことができる。彼がそうするのは、「大部分の人々によって紙券通貨の減価が完全に否定され、この事実を認める他の人々によっても、それを彼〔著者〕が真の原因と考えるもの以外の原因に帰している」現状からして、対策が成功するには、まずもって紙券減価の進展という「弊害」の真の「原因」を明確にすることが「不可欠」だからである。つまりは、「一般に認められた経済学の原理」から推論を進めて、「わが国の紙券通貨が久しくその量の過剰から生じているかなり減価した状態にあったし、現にそうである」ことを説得的に示すために。彼の所論はキング卿の「見事な」議論にごく僅かしかつけ加えるところはないが¹²⁾、「弊害」はその当時（1803～4年）よりもいっそう明白になっており、「一般的福祉」に大いに関わるこの問題に、人々がいつまでも無関心のままではすまされないから、すでに公表した私見を「公正な論議にもっと相応しい」形で公刊する、というのである（Introduction, III., pp.51-2）。

さて、本文冒頭において、銀行の存在を捨象した、いわゆる貴金属の国際的配分論が示される。「経済学の最も定評ある著者たちの考えによると、銀行設立以前には、世界の諸商品を流通させるのに用いられる貴金属は、地球上のさまざまな文明諸国民の間に、それぞれの商業と富の状態、したがって各国が履行しなければならない支払数と頻度に応じて配分されてきた。そのように配分されている限り、貴金属はどこでも同じ価値を保ち、各国は現に使用している量を同等に必要としているから、貴金属を輸出入するいずれの誘因も生じるはずがなかった。」（III, p.52.）

これがヒューム（David Hume, 1711-76）以来の国際的貴金属配分論を踏まえていることは明らかだろう¹³⁾。しかしリカードウの定式化には、注目すべき点がある。第1に、戦略変数が諸商品価格ではなく、その逆数としての金・貨幣価値（＝諸商品購買力）にあり、その結果、国際的均衡が貿易（支払）収支の均等ではなく、貨幣価値の国際的均等によって規定されることだ。こ

こにいう貨幣価値の国際的均等とは、やがて明らかとなるように、貴金属等量（現実には、各国鑄貨に実際に含まれる貴金属量目を相互に等しくする割合＝為替平価として示される）の諸商品購買力の国際的均等を意味する。そうしてこの状態においては、世界貨幣としてではなく単なる一商品としての地金が国際的に流出入する「誘因」がない、と。これに基づいて、国際的貴金属移動は貿易（厳密には支払）差額に依存せず、もっぱら国内通貨の相対的過不足（＝通貨価値が国際的価値を下回るか・上回るか、つまり貴金属が相対的に安価か高価か）だけに左右されるという、彼独特の見解が導かれる。換言すれば、彼にあっては貿易（支払）差額の不利・有利は、国内通貨の相対的過不足の結果とされるのである。

第2は、ヒュームにおける各国の貨幣の「自然的水準」¹⁴⁾が、事実上、各国の流通に必要な（「富と商業」に応じる）貴金属の国際的配分率として捉えられていることにある。

以上が彼の起点に据える基礎理論であって、それは、貴金属の国際的均衡配分のもとでは貨幣価値は国際的に均等、という命題にほかならない。そうしてここから直ちに、この状態においては貴金属の国際的流出入は生じない、という系命題が導かれる。以降の展開においては、この系命題の逆、すなわち、その国際的流出入は常に貨幣価値の国際的不均等の結果であり、そうしてこれは、上記・第2の基準としての国際的均衡配分率に比して現実の流通貨幣量の過不足（「相対的過不足」）のみを「原因」として生じる、と主張される。この系命題の逆もまた真、とするところに彼の主張の特徴（むしろ独断）がある。その点において彼の議論は、反地金主義に対立するのは勿論、地金主義のなかでも特異なものだった。

さて問題の貴金属は、他の諸商品同様、「内在価値」(intrinsic value)をもつ。これは恣意的なものではなく、「それらの稀少性、それらの取得に投じられた労働量ならびにそれらを生産するのに用いられた資本の価値」に依存する。スミスによると、貴金属の場合、『その有用性、美および稀少性という[諸]性質が、これら金属の高価格の本来の基礎』をなす。そうして『この価値は、それらが鑄貨として用いられることに先行して、それと無関係』に定まる（WN., p.191. 水田監訳・杉原訳『国富論』[岩波文庫] (1), 301-2

ページ。[] 内、スミス。III, pp.52-3)。

このリカードウ自身の価値規定は、彼がほぼ全面的にスミスに依拠していることは明らかだが、その内容がよく分からない。しかしそれは、当該個所におけるスミスの叙述のリカードウ的な要約、と解するのが自然だろう。

スミスによると、大半の富者が富を楽しむ主な方法は、その「誇示」にある。その楽しみは、彼ら以外に誰も所有できないような「富裕の決定的なしるし」を現にもっていると他の人々に見える時に、最も完全だ。ある程度有用かまたは美しい物の「値打ち」(merit) は「その稀少性によって、つまり、それをかなり多量に集めるのに必要な多量の労働、つまり彼ら以外に誰も支払うことのできない労働の大きさによって、大いに高められる」(WN., p.190. 同邦訳, 301ページ)。宝石の高価格を説明する次のパラグラフにおいて、スミスは「その美しさという値打ちはその稀少性によって、つまり鉱山から取得するときの困難さと費用によって、大いに高められる。したがって賃金と利潤が、たいていのばあい、その高価格のほとんどすべてになる」、という (WN., p.191. 同邦訳, 302ページ)。要するに彼は、富者の愛好する貴金属・宝石類の「高価格」の根拠は、それらが稀少なため、多量の労働、したがってその雇用に多額の資本を要するから、多額の賃金費用および資本の利潤からなる大きな生産費にある、換言すれば、それらの稀少性 (生産の困難) にも拘らず、富者の顕示欲 (需要喚起要因) が資本にとってペイする「高価格」を成立させる、と説いた。

リカードウのうえの要約は、稚拙なだけでなく、「稀少性」と「それらの取得に投じられた労働量」と「それらの生産に用いられた資本の価値」とがそれぞれあたかも独立の価値規定要因であるかのように並列される。実際、彼がそう理解 (誤解) していることは、行論のうちにおのずから示される。すなわち、世界で貨幣として用いられる金銀量の多寡は、それらの国際的配分率にいささかも影響を及ぼさず、その量の変動は、もっぱら諸商品価格を騰落させるだけだ、という。そうしてその理由として、「価値が主としてそのものの稀少性から生じる生産物は、それが豊富になれば、必然的に価値が低下する (degraded)」(WN., p.192. 邦訳, 304ページ) というスミスの一文を引用する (III, p.53)。つまりリカードウは、金銀・宝石類については、スミス

の「稀少性」=取得に多量の労働・資本を要するという意味連関を省略して、前者だけが直接・独立に価値を規定するかのよう受けとめ、金銀についての・いわば「価値数量説」に改変している。そうしてここに貨幣数量説の論拠を求めている（もっとも、リカードは「稀少性」の増減=数量の減増=生産に要する労働・資本の増減と解して簡略化した、と考えられないでもないが、恐らく尚早だろう）。その「数量」が絶対的ではなく、相対的であることは、すぐに示される。

まずリカードは、世界の貨幣として用いられる金銀量——後述のように、これは「世界の一般的通貨」(general currency of the world) といわれる——を、事実上、所与として、こういう。

「富増進の過程で一国民が他の国民よりも急速に前進したとすると、その国民は、世界の貨幣中のもっと大きな比率を必要とし、実際それを取得するだろう。その国民の商業、諸商品ならびに支払が増大するので、世界の一般的通貨はこの新しい比率に応じて分割されるだろう。」要するに「世界の一般的通貨」としての金銀は、各国の経済的な「相対的地位」に応じて分配され、またその変化に応じて「再分配」される。かりに各国が均等に成長すれば、「相対的地位」は不変だから、その分配率は変わらない(勿論、各国の通貨価値は均等に上昇し、各国の諸商品価格は一様に下落するが)。各国は相互に豊かに交易しながら輸出入はバランスし、すべてが為替手形で決済される。というのは、貨幣価値がすべての国で「同じ」である以上、その流出入の「誘因」がないから (III, pp.53-4)。

ここでは第1に、各国の流通の必要に応じる「世界の一般的通貨」の国際的均衡配分率規定論がある。それはまさにヒュームの「貨幣水準」または「貨幣の自然的水準」に対応するが、これを貨幣の流通必要量把握と直ちに同一視することはできない。「率」であって「量」ではないことは別としても、不均等に発展した国がより大きな比率を得るのは、流通諸商品の増大に比して貨幣が稀少となり、貨幣価値の上昇=諸商品価格の下落が生じ、これがその国への金流入を招くことを通じて、つまりは数量説に基づいて「自然的水準」を回復する、と考えられているから。つまり、1国を孤立的に考察すると、インプリシットに価格水準不変と想定して貨幣の流通必要量が増大するから、

貨幣量が相応的に増大する、とひとまず考えられるが、厳密にはそうではない。というのは、貿易しあう国々の各産出価格総額： x_1, x_2, \dots 、世界の産出総額： X とし、貨幣金の総量を G とすると、各国への金貨幣均衡配分量： g_1, g_2, \dots は、それぞれ、 $g_1 = G \cdot x_1 / X, g_2 = G \cdot x_2 / X, \dots$ となり、 G の多寡に応じて国際的に均等な金価値＝商品購買力が落騰（価格水準が騰落）するという論理だから。その際第2に、たんなる商品として金が国内通貨＝金鑄貨としては価値が低い（諸商品価格が高く、購買力が小さい）国を去って高価な国にたんなる商品として輸出される、と主張される（この点でヒュームと異なる。彼の場合、商品価格・貿易収支が原因、貨幣・金の流出入が結果）。以上すべては、以下にリカードウ自身が明示的に述べるところである。

次に、事実上、各国の経済的事情を所与として、金銀量が増大（増大）する場合が考察される。

「これら諸国のどの国かに金鉱山が発見されたとすると、流通に投じられる貴金属量が増加する結果、その国の通貨価値は低下し、したがって、もはや他の国々と同じ価値ではなくなるだろう。金銀は、鑄貨・地金のどの形態だろうと、他のすべての商品を規制する法則に従うから、直ちに輸出品目となり、安価なその国を去って高価な国々に向かい、その鉱山が生産的である間はその状態が続くだろう。こうして遂に鉱山の発見以前に各国の貨幣と資本との間に存在した比率が再び確立され、金銀は何処でも [以前より低い] 単一の価値を回復するだろう。」(III, p.54. [] 内、筆者、以下同様。)

ここにもリカードウが、貴金属の「稀少性」と他の価値規定要因とのスミスの連関が軽視されて、前者を独立的な価値規定要因と捉えていることが分かる(スミスの場合、「稀少性」の減退はたんなる新鉱山の発見ではなく、「豊鉱」の発見と結びついていたから。含意としては、リカードウもそう考えていたかもしれないが、もっぱら量の増大にのみ力点があり、生産事情への関心が薄いことに変わりはない)。しかも「世界の一般的通貨」としての金流入(出)を、単なる一商品としての金の輸入(出)と同視する。これもスミスを継承するものだが、そこに微妙な相違があることを看過してはならない。スミスの場合、一国通貨の流通必要量を基準に語られた事態が、一国の国際的均衡配分率を基準に述べられるから。つまりリカードウの場合、それは各国

経済の相対的地位に依存する。貨幣量の変化が実物経済に影響も及ぼすとなれば、それは「不生産的」ストックとしての金の「生産的」資本への転化に限られる、とする点は共通だが。したがってこの場合、リカードウにおいては、国際的金融出入は、(各国の経済的事情を所与として)貿易収支等と無関係に、もっぱら、「金鉱の発見」の発見によって攪乱された国際的な金の配分を、もとの国際的均衡配分率に「回復」させ、金の新たな(前より低い)国際的均等価値を再形成する運動としてのみ扱われる。ここから彼特異の為替相場論が導かれることになる。

そうしてこれとの類比において、一国における発券銀行設立の影響が考察される。

「どの国かで鉱山が発見される代わりに、流通手段向けに銀行券を発行する権能をもつイングランド銀行のような銀行が設立されたとすると、商人への貸出または政府への貸上のどちらかによって大額の発行が行われ、それによって通貨量に相当の追加がなされてしまった後には、鉱山の場合と同じ結果が生じるだろう。流通手段の価値は低下し、財貨は比例的な騰貴を被るだろう。その国と他の国々との間の均衡は、もっぱら、[流通手段中の]鑄貨部分の輸出によってのみ回復されるだろう。」(III, pp.54-5.)

銀行券とは何か、その「通貨」または流通手段としての特性等はまったく不問のまま、国内流通に関する限り、鑄貨とまったく同様に「通貨」または流通手段(広義)として機能すると考えられている。つまり「法貨」としての国家紙幣と同一視される。鑄貨との唯一の相違は、それが「世界の一般的通貨」にはなりえない点だけ。輸出できるのは、流通手段中の「鑄貨」(厳密には、「国民的制服」を脱いだ、それに含まれる金地金)だけだから。

そうしてこれから生じる便益は、スミスのいうように、この鑄貨の国外流出の過程を通じて実現される国内流通における金紙代替によって、必要だが、まったく収入を生まずに費用のかかる国民的資本部分を、収入を生む資本に転化することにある。この輸出は、常に個々人の裁量に委ねてよい。「その輸出がその国にとって有利でない限り、他の諸商品より優先して輸出されないだろう」から(III, p.55)。

銀行券は、それらが請求次第正貨で支払われる限り、発行され続けてよい

だろう。というのは発券額は、銀行がなかった場合に流通したと思われる鑄貨の価値額を超えて行われえないから¹⁵⁾。

「かりに銀行がこの額を超えようと試みれば、その過剰分は直ちに同行に復帰して正貨を求めるだろう。なぜならわが国の通貨は、そのために価値が低下しているから、輸出するのが有利になり、わが国の流通に留まりえないから（なぜなら、わが国の通貨は過剰なため、もっと有利な外国市場にこの過剰分を送るより、もっとすぐれた用途はありえないだろうから[初, 2版]）」(III, p.57, incl. n.1)。

当面不要な銀行券が発行銀行に預金として還流する場合がまったく考慮されず、還流はもっぱら兌換請求に限られ、そのはけ口は国外流出しか想定されない。リカードウの貨幣機能の一面的把握が、ここに如実に示されている（もっとも、貨幣商品・金をたんなる商品とする限り、退蔵（保蔵）貨幣としての貨幣定在は掴まれようがないが）。

ここから次のような彼特有の為替相場論が引きだされる。「(だから問題をこのように見ると、財貨と交換に貨幣を輸出する誘因、つまり、いわゆる不利な貿易差額は、通貨の過剰以外からはけっして生じない。)しかしこの問題を大いに一般的に考察したソントン氏は、こう考える。不利な貿易差額はわが国の不作とその結果としての穀物輸入によって生じることがあり、同時に、われわれが債務を負う国がわれわれの財貨の受取を渋ること (unwillingness) があり、したがって外国に支払うべき差額は、わが国の通貨中の鑄貨からなる部分から支払わなければならない、それゆえ金地金需要が生じて、その価格が上昇する、と¹⁶⁾。」(Ibid.()内は第3版以降¹⁷⁾。)第3版ではこのソントン批判が、さらに次のように布衍される（それに応じて、うえの引用の最初の()内の定式が付加されたと考えられる）。

「ソントン氏の著作の多くの個所で金地金価格は金鑄貨で評価されることが認められているので、また金鑄貨を融解して地金にし、それを輸出することを禁じる法律が容易に逃れられることも彼によって認められているので¹⁸⁾、あれこれのどのような原因から生じる金地金需要も当の商品の価格を引上げえない、ということになる。この[ソントンの金需要による金地金価格上昇論の]誤りは、金価値増大と金の貨幣価格増大との間の相違を識別

しないことから生じる。

穀物に大きな需要があれば、その貨幣価格は上昇するだろう。なぜなら、穀物を貨幣と比較する際、われわれは実際は穀物を他の商品と比較する。また同じ理由で金の大きな需要がある時には、金の穀物価格〔金を穀物で評価した価格〕は増大するだろうが、しかし、どちらの場合も、穀物1ブッシェルは1ブッシェルの穀物にしか値せず、金1オンスは1オンスの金にしか値しない。1オンスの金地金は、その需要がいかに大きくても、その価格が金鑄貨で評価される限り、鑄造金1オンス、つまり3ポンド17シリング10½ペンスだけの価値しかないはずだ。」(III, p.60.)

標準金(22カラット、純度・11/12)が貨幣本位であり、最軽量目が規定された無制限法貨としての金鑄貨(ギニー貨)がこれを体現している、トリカードウは考えている。それゆえ、金需要増大のため金価値がいかに上昇しようと、1オンスの金価値はその量目を含む金鑄貨(3ポンド17シリング10½ペンス)と等価だから、後者を尺度とする限り、金需要のいかに関わらず、金地金価格の上昇は生じない、と。そうしてこのソーントン批判が、現在の金価格上昇は、もっぱら、減価している(所定の金量目より少ない量しか代表しない)不換イングランド銀行券を尺度とするからだ論じ、逆に金地金価格の騰貴は、不換銀行券減価の紛れもない「証拠」、と説く根拠を与えることになる。その意味でこのソーントン批判の布衾は、彼の主張をいっそう確固たるものにしてしている¹⁹⁾。さらに、「有利な」(より安価に支払える)選択として商品が輸出される間は貨幣が輸出されないということは、外国への「補助金」支払という「はるかにもっと強い場合」にも妥当する、と付言される(III, p.63)。

そうして以上から、次のように総括される。

「だから正貨が債務決済のため外国に送られるのは、それが過剰な時、それが最も安価な輸出品である時に限る。……

だから明らかに、流通手段の減価はその過剰の必然的結果であり、国民的通貨の正常な状態においては、この減価は貴金属の輸出によって打ち消される。」(III, pp.63-4.)

この個所に第3版ではじめて付された脚註は、ソーントン『紙券信用論』

についての有名なホーナーの「書評」(*The Edinburgh Review*, Vol. I, Oct. 1802, Art. xxv) を批判する。それは、リカードウ通貨・為替論の特徴と要点を知るうえで大いに貴重である。

「……『エデヴィンバラ評論』において、紙券通貨の増加は諸商品の紙券つまり通貨価格の増大を生じさせるだけであって、諸商品の地金価格の上昇を引き起こさないだろう、と述べられている。

これは通貨がすべて正貨に兌換されない紙券からなる時には正しいだろうが、正貨が通貨の一部をなす間は正しくない。後者の場合、紙券発行増大の作用は、等額の正貨を流通界から駆逐することだろう。しかしこれは、市場にその量の地金を追加し、それによって地金価値を低下させる、換言すれば、諸商品の地金価格を増大させずには行われえない。この金属通貨および地金の価値下落の結果としてのみ、それらを輸出する誘因が生じる。……しかし地金の輸出は、不利な貿易差額と同義だ。どんな原因から諸商品と交換に地金の輸出が起ころうとも、(私はきわめて不正確な言いかただだと思うが)不利な貿易差額と呼ばれる。(この問題の正しい理解にとって大いに根本的なことは、われわれが原因と結果を正確に識別することだ。私がうえに言及した論文において、こう言われている [*Ibid.*, p.183]。『地域的な (local=一国内の) 財貨価格の上昇が実際にそれらの地金価格の上昇である場合には、一般に外国為替の下落が生じ、輸出向けの地金の需要により金の鑄造価格を超える市場価格超過という変動が生じるだろう。』同論文のここ、および多くの他の個所で、為替下落、つまり不利な貿易差額が金の鑄造価格を超える市場価格超過の原因と述べられるが、しかし私には、為替下落は、このような金市場価格超過の結果と思われる。うえに見たばかりだが、紙券通貨の増加は、金地金の価値を低下させるが、地金の貨幣価格を引き上げる。その価値下落こそがその輸出を引き起こし、したがって為替を下落させるのである。)

通貨がすべて紙券からなる場合には、紙券量のいかなる増加も、それが地金以外の他の諸商品価格を引上げるのと同様・かつ同率に、地金価値を低下させずにその貨幣価格を引上げるだろう。また同様の理由のために、外国為替を低下させるだろう。しかしこれは、名目的な (nominal) 下落にすぎず、実質的な (real) 下落ではなく、地金の輸出を引き起こさないだろう。なぜな

ら、市場で地金の量はまったく増加しないので、その実質価値は減少しないだろうから。」(III, p.64, *fn.* and editor's note. ()内は第3版のみ。傍点、原文のイタリック。以下、同様。)

この脚註は、第1に彼が金価値について「価値数量説」をとり、第2に金地金市場価格の鑄造価格を超える「超過」は金価値の上昇ではなく、不換通貨の過剰に基づく、標準としての「通貨」の減価のみに起因し、第3に、これによる「名目的」為替下落は金流出を引き起こさない(あるいは、金地金の量的増大による「価値」下落のみが「実質的」為替下落・金流出をもたらす、という彼の主張を紛れもなく明示・要約している。これらは彼の不換イングランド銀行券「減価」の主張を理解する要をなすだろう。

以上を彼は、貴金属の国際的「分配」を規制する「諸法則」と呼び、それらが「各国の貴金属価値を規制することによって、一国から他国への流出入を引き起こし、またそれを制限する」と総括する。そうして、本来の主題たる通貨「減価」問題に進む前に、「何がわが国の価値の標準尺度 (the standard measure of value) であるか、を示すことが必要」だ、という。なぜなら、「わが国の紙券通貨は、その標準の代表」でなければならず、この「標準との比較」によってのみ、それが「正常」(regularity)か・「減価」(depreciation)しているかを見積もることができるからだ (III, p.65)。

金銀複本位制の場合、「永続的な価値の尺度」は存在しえない。その比価が絶えず変動し、法定比価より市場比価が低い(法制上、過高評価された)一方の鑄貨のみがその地位を占め、他方の法定比価より市場で高く評価される鑄貨は(その相違以上に摩損していなければ)「融解」され、地金として販売される。英国は、法制上、金銀複本位制をとっているが、リカードウはリヴァプール卿に依拠しつつ、1774年の金貨大改鑄以来、金のみがこの地位を占めている(現状では、両比価の違いよりはるかに摩損した銀貨が、事実上、補助貨幣[制限法貨]として流通している)、と説く (III, pp.66-8)。これは、すでトラウアとの論争で示されたところである。

続いて、通貨が貴金属または随時兌換可能な「紙幣」(paper money)からなる限り、為替平価が各国鑄貨の含む貴金属量目と金銀比価とを考慮して定まることが、英国・金本位(ポンド)対オランダ・銀本位(フロリン)を例

として示される。この場合、勿論、平価自体が金銀比価の変動により変化する。さらに現実の為替相場は、平価の上下に貴金属現送費（輸送費および保険料）の限界内で変動する。「したがって為替相場も、悪鑄 (clipping coinage) または紙幣減価のどちらかから生じる通貨の価値低下 (debasement) を判断することができる、かなり正確な基準」となる (III, pp.70-2. 'clipping coinage' は、造幣局での貶質 [貴金属純度を下げた] 悪鑄、または純度不変だが量目を減じた悪鑄の鑄造を意味すると考えられるが、流通中に摩損または盗削された鑄貨も含むだろう)。

以上を立論の基礎としてリカードウは、いよいよ、紙券通貨「減価」の考察に入る。

「わが国の流通手段はほとんど全部紙券からなる。そこでわれわれは、鑄貨の減価に対するのと少なくとも同じだけ警戒して、紙券通貨の減価を防御する義務がある。」しかしそうすることを怠って、議会はイングランド銀行の正貨支払制限を法認した。これによって同行理事たちは、「随意に」発券総額を増減することができ、「それによって過剰発行に対する既存の抑制が除かれたため、同行の管理者たちは紙券通貨価値を増減する権能 (power) を手に入れた」。ソートンも認めているように、兌換制下では同行は「その組織の安全」が脅かされるのを危惧して、銀行券が「その代表する鑄貨と同じ価値を維持する額」に発券高を制限してきたが、その「危惧」がなくなったため、地金価格は、1797年以前の平均価格・オンス当たり 3 ポンド17シリング7ペンスから 4 ポンド10シリング、最近は 4 ポンド13シリングに上昇した。「銀行券価値のこの現実の減価は、同行が過大な量を流通に送り込んだことによって生じた」と結論してよい。紙券通貨が増加し続ける限り、この減価はとめどなく進行し、鑄貨の流出にも拍車をかける。しかし不換制の場合、この自己回復力は作動しない。それは鑄貨摩損の場合と同様に作用する (III, p.78)。

これが以上の理論に基づくリカードウの現状把握である。兌換をもつばら銀行券減価防止（事実上、価格の度量標準の保持保障）の条件としてのみ捉える必然の帰結だ。

以下、これに対するさまざまな異論に対して、逐一、批判ないし反論が加えられる。

まず、金・紙の価格（同一商品の金貨による購買価格と紙券によるそれ）が乖離していない現状から、多くの人々が銀行券の減価を認めない。ホーナーもこの見解をとる²⁰⁾。これに対してはリカードウは、流通手段として鑄貨も銀行券もともに「減価」し、そのため前者はその本来の価値を回復するため、融解されて地金＝金商品として売られるか、外国に輸出される、と考える。しかし現状ではソントン氏も、彼自身の「原理」にしたがって、減価を認めざるをえまい。彼は不利な貿易差額の為替相場への影響を認めるが、しかしそれは、せいぜい、4～5パーセントの下落を説明するにすぎず、現在の15～20パーセントもの為替下落は、これを「流通手段の減価」に帰するほかないはずだ（III, p.83)²¹⁾。

次に、金ではなく銀を標準尺度として「減価」を否認する見解が批判されるが、これについては、繰り返すには及ぶまい（Cf. III, pp.84-5）。

続いて、銀行券の増加は「取引」（trade）の増加を超えず、その必要に応じるものであって、その過剰＝銀行券減価を意味しないとする見解は、そのことを証明することが難しい。というのは、「流通手段節約の技術」が日々進んでいる今日、同量の銀行券も現在では「過剰」となるし、地方発券銀行の急増により地方銀行券がイングランド銀行券を置換しているとすれば、同様に、同量のイングランド銀行券が現在では「過剰」になろうからである（III, p.86）。

また、現在のイングランド銀行券量は適正通貨量を二、三百万ポンド超えると考えられるが、これだけで15～20パーセントもの「減価」（＝金地金価格の騰貴または為替下落）を引き起こせるかを疑問とする見解に対しては、イングランド銀行が地方銀行券量を「規制」することから、前者の増加を恐らく上回る後者の増大を招いていることを考慮すべきだ、と答えられる。その論拠としてリカードウは、国際間の貴金属配分の「規則」がロンドン紙券（イングランド銀行券）と地方紙券との「価値」・数量を調整すると説き、同行は「地方紙券の一大規制者」と主張する（III, pp.86-8）。

最後に、すでにトラウアが提起した、利子率を紙幣過剰判定の「基準」とする見解が、同様に、スミス、ヒュームを援用して批判される。イングランド銀行の発券拡大により利子率を「一時的」にはともかくとして、「永続的」

に低下させることはできない。もしできるとすれば、それは、利潤率も引下げの力をもつという「不条理」に帰着すると (III, pp.88-90)。

リカードウは彼の見解を要約して、次のように述べる。

「金・銀または紙券のどれからだろうと、その量の増減は、この〔流通諸商品価額と対比した必要通貨総額の〕比率を超えるかまたは下回って、その価値を増減させえない。」かりに下回れば、通貨価値が上昇＝諸商品価格が下落し、反対ならば反対になって、その比率に戻る。「イングランド銀行が同行券を請求次第正貨で支払う間は、同行が同行券量を増加させたとしても、通貨価値にほとんど永続的な作用を及ぼさないだろう。なぜなら、ほとんど同量の鑄貨が流通から取り去られて輸出されるだろうから。」 (III, p.90.)

「同行が同行券の正貨支払を制限され、全鑄貨が輸出されつくしたとすれば、同行券の過剰は、その過剰に比例して通貨を減価させるだろう。」支払制限前に上記の比率に照応する通貨総額が二千万ポンドだったとする。商品側の事情に変化なく、制限後に四百万が追加されたとすると、もはや鑄貨の輸出は行われなから、二千四百万が流通に「吸収」され、それが制限前の二千万の「価値」＝商品購買力に「減価」する。なるほど、それに達するまでの間、「一時的に」利子率が低下するだろうが、「永続的に」低下することはない。「流通はけっして溢流しえない。」金銀鑄貨ならば世界的に散布されるが、紙券は発行された国内にだけ分散される。その場合、それが価格に及ぼす作用は「国内だけ (local) に限られて名目的 (nominal)」だろう。外国の購買者達は、為替相場下落によって補償されるから (III, pp.90-2)。

このような理論とそれに基づく現状認識から、対策が次のように提示される。

「わが国通貨のあらゆる弊害に対する是正策として、私は、イングランド銀行が流通銀行券高を徐々に縮小し、残りの銀行券がその代表する鑄貨と等しい価値になるまで、換言すれば、金銀の地金価格が鑄造価格に引下げられるまで縮小すべきだ、と提案する。」「徐々に」というのは、紙券信用の崩壊がわが国商工業界に「もっとも破滅的な結果」を伴い、「その急激な制限さえ、大いに破産と不況を生じさせる」惧れがあるからだ。流通銀行券量の漸次的縮小という経過措置を経て地金価格が正常に復して後、はじめて「安全

に」兌換を再開することができる。地金価格が鑄造価格を上回り、貿易差額が不利な間は過剰分が兌換・輸出され、急激に流通量を縮減させるだろうから。この原則が認められれば、何年のうちに兌換を再開するかは、「将来の考慮」問題となろう（III, pp.94-5）。

以上は正貨兌換再開を当然と考えたうえでの、それにいたる現実的な経過措置の提案にほかならない。そうして最後にリカードウは、この再開を通貨の「正当・公正な」価値＝分配の「正義」の回復と考える。しかし支払制限下に大きな利益を得ているイングランド銀行²²⁾が、私益追求のために現行の支払制限の維持を望むことを予想して、彼は、債権者を始め、人々が不当な所得・資産の損失を被る現在の弊害を除くために、同行が「公益」を重視した「わが国通貨の一大規制者」に相応しい行動をとるように求めるとともに、「公衆が同行の不謹慎に対してもつことができる唯一の正当な保障は、同行にその銀行券を請求次第正貨で支払うように義務づけること」にある以上、その再開は当然のことだが、大きな経済的混乱を伴わずにこれを成し遂げる唯一の方法は、うえに提案した事前の措置をとることを通じてだ、と強調する（III, pp.95-9）。このように彼は、兌換再開によるデフレ不況を可能な限り緩和・回避する措置をあわせて提示することにより、これに対する人々の躊躇を払拭し、反対を緩和しようとする実践的政策論者としての相貌をも示すのである。

10) 出版年はタイトルページに1810年と記されているが、「何ほどかの疑い」がある。「序文」の日付は1809年12月1日（III, p.52）。同年内出版の可能性がなくはない。事実、「1809年12月16日・火曜日の『モーニング・クロニクル』紙上のマレー（John Murray [出版者]）の広告『来週の木曜日に『地金高価論』出版の予定』と予告」。「しかし、『タイムズ』紙の通常の『本日公刊』欄の最初の広告は12月30日・日曜日に出たが、価格表示がないから、これさえ早過ぎたようだ……。価格（2シリング）を示した最初の広告は、『タイムズ』紙・1810年1月3日号に見出される。だから出版は、新年に数日ずれこんだようだ。とすると、それは本パンフレットのタイトル・ページの出版年に一致する」（III, pp.5-6, n.1）。

11) 1810年1月早々に出版された本パンフレットの「改訂」（*Corrected*）第二版は、2月28日に『タイムズ』紙に広告がでた。それは言葉の変更を伴うが、実質上、初版の「再刷」。2月5日付のホーナー宛書簡（註17）、参照）の内容は、同年3月早々に出版の

「増補」(*with Additions*)第3版に盛り込まれている。「改訂、付録付き」(*Corrected. To which is added an Appendix*)第4版は、1811年4月初めに出版された(III, p.8, incl. n.2 and p.11)。この「付録」は別冊でも出版された。これについては後に触れる(本章・6, 参照)。

初版は地金委員会設置前。上記・ホーナー宛書簡からも窺われるように、第二版以降はその審議への影響を意図したものと思われる。

- 12) キング卿の『銀行支払制限の作用・考』(*Thoughts on the Effects of the Restriction of Payments in Specie at the Banks of England and Ireland, 1803. Thoughts on the Effects of the Bank Restrictions, the Second Edition enlarged, including some Remarks on the Coinage, 1804*)へのリカードウの賛辞は、次の引用(キング自身による要約の一部)から明らかだろう。

「以上の議論全体は、二、三の偉大な・否定しえない原理に基づく。すなわち、あらゆる正当な交換手段の不可欠の要件で唯一の基礎をなすのは、内在価値(*intrinsic value*)であること、そのためにあらゆる時と所で最高度に、変動が最も少なく、この性質をもつものとして貴金属が選ばれたこと、内在価値を実際はもたないか、真にそれを代表しない交換手段の創出(*establishment*)は、正義という第一の原理に反すること、これである。

この議論のなかで紙券通貨の利益は最も十分に認められてきたが、これらの利益すべてが正当な交換手段であること、つまり、それが用いられなかったら、その目的に用いられたと思われる貴金属の量と正確に等価であること、に依存する。紙券通貨がこの価値をもつために必要なことは、この種の通貨が即座にかつ無条件に正貨に兌換できることだ。この転換力だけが、それに価値の代表と考えられるだけの資格を与える唯一の基礎であり、このような通貨がさらされる濫用に対する唯一の保障だ。このような力がなければ、それは信用の不足と量の過剰との双方によって不断に減価する危険がある。前者の原因の作用は不確実・不規則で、世論と……[発行機関の]信用に依存する。しかし、後者の原因の作用は確実で一様である。量の過剰は、その過剰に比例してその通貨を減価させるに違いない(*must*)。

これまで述べたように、どんな方法で生じようと、流通手段のあらゆる減価は必然的にすべての交換と価格に相応する結果を必ず生み出す。しかしこれらはそれ以外の原因から大きな変動を被るので、地金の市場価格と外国為替の状態が、あいまって通貨の純正(*pure*)または減価状態の最も正確な基準を与えるものとして選ばれた。減価が十分に著しければ、それは、あらゆる場合に、この二つの指標によってはっきりと見出される。」(*Ibid.*, 2nd Ed., pp.112-3.)

これ以外にも、地方銀行発券量がイングランド銀行券量に左右されると説くこと、兌換再開は、信用を動揺させないように慎重かつ徐々に流通量を縮減して、地金市場価格が製造価格以下に下落して行うべきこと等がある。

したがってリカードウは、キングの諸見解を、金単本位の見地から（この点がキングと異なる）、整然と（アイルランド銀行問題を削除して）提示した、ともいえる。

13) Cf. 'Of Ballance of Trade', in Hume, *Political Discourses*, 1752. 田中敏弘訳『経済論集』（東京大学出版会）、「貿易差額について」、参照。

14) Hume, *ibid.*, in *Hume Writings on Economics*, ed by E. Rotwein, 1955, pp.66 and 67. 邦訳, 95, 97ページ。

15) 「厳密に言えば発券高は、むしろこの鑄貨価値額を超えてよかろう。なぜなら、イングランド銀行が世界の通貨につけ加えるので、英国はその増加分について、自国の分け前を保有するだろうから」(III, p.57, *fn.*)。

16) Cf. Thornton, *Paper Credit*, pp.143-46.

17) この（ ）内は初・二版以来の趣旨の明確な定式化にほかならない。1810年2月5日付のホーナー宛書簡における自説の整理が、ここに反映している。

「[1810年2月1日, 地金委員会 [2月19日, 任命] 設置を提案した] 現在の金の高価格に関する庶民院におけるご考察において、鑄造価格を超える市場価格の超過分を、全面的にかつもっぱら、紙券通貨の過多だけに帰する人々に賛同しない旨、お述べになりました。この問題についてのご高見において、その超過の一部は、敵の敵対的な[大陸]封鎖令のため、穀物、海軍の備蓄のようなわが国が輸入する多くの商品に対して地金の支払を必要とさせるような、わが国の交易の特有な状態によって生じるだろう、とおっしゃった。

……さて私には、金地金の鑄造価格を超える市場価格の超過分が、現在、全面的にかつもっぱら、紙券流通量の過多のせいであることより、もっと十分に確定される点はないように思われます。……」(VI, pp.1-2.)

続いて彼は、金地金価格騰貴の一般的原因として、悪鑄化 (the debasement of coins), 市場金銀比価が法定比価 (15½:1) を超えること、紙券通貨過多の三つを挙げ(なお、金鑄貨輸出禁止法が容易に回避される現実の経験から、考慮外とする)、悪鑄と金銀比価は現状では関係なく、結局、通貨過剰だけがその原因として残る、と説く (Cf. *ibid.*, p.2 *ff.*)。この書簡の実質は、本文に引用する、第3版におけるより立ち入ったソーントン批判、その他に再現している。

18) さしあたり, cf. Thornton, *op. cit.*, pp.81-2 and 145-6.

19) これに続く初版以来のリカードウのソーントン批判は、不利な貿易差額を商品で外国が受け取るのを渋るため世界貨幣としての金銀で決済せざるをえない、というソーントンの主張に対するもの。それは一方で金地金を商品と説くソーントンの論理的不整合を突き、貨幣(リカードウにとっては、金商品)を送るか一般の商品を輸出するかはどちらが有利かの判断による、たんなる「選択」の問題にすぎない、と徹底して世界貨幣金の定在と機能を否定し、それをたんなる商品金の売買と同一視する(III, pp. 61-3)。

20) Cf. *The Edinburgh Review*, I. July 1803, Art. XI, pp.417-8.

21) 事実、ソーントンは、1811年5月14日の庶民院演説において、金の高価格は「紙券過剰、すなわちその減価の兆候ではなく、不利な貿易差額の証拠にすぎない」という「危険な学説」に関して、「それは、かつて彼自身がそれに傾いた誤りだが、問題をもっと十分に考慮した後に訂正済み」と述べた(III, pp.83-4, n.3)。

22) 支払制限期にイングランド銀行があげた大きな利益と同行株主への高配当等については、さしあたり、cf. Clapham, *op.cit.*, II, pp.39-40. 邦訳, II, 44ページ, 参照。

4 『地金報告』とそれを擁護するリカードウの三書簡

先に触れたように、1810年2月、ホーナーの提案によって庶民院に「金地金高価格の原因究明特別委員会」(Secret Committee to enquire into the cause of the High Price of Gold Bullion and to take into consideration the state of the Circulating Medium and of the Exchanges [Bullion Committee]. 以下、「委員会」と略称)が設置された。委員会委員には22名の委員が指名されたが、理論的指導者は明らかにソーントン、委員長はホーナーおよびハスキソン(William Huskisson, 1770-1830)であった²³⁾。委員会は、主として実業・銀行界の人々およびイングランド銀行理事達からさまざまな「証言」を聴取した後、同年6月、『地金報告』(*Report, together with the Minutes of Evidence, and Accounts, from the Select Committee on the High Price of Gold Bullion. Ordered by the House of Commons, to be printed, 8 June 1810.* 以下、たんに『報告』という)を庶民院に提出する。それは同年8月に出版される(いわゆるフォリオ版)²⁴⁾。それとともに、これをめぐる賛否の論争が頂点に達する²⁵⁾。ここにおいてリカードウは、為替相場に関して『報告』と見解を異にするものの、それが現状を通貨過剰・減価の状態にあると認め、是正策として早期(2年以内)の兌換再開を勧告する点において見解が一致するため、これを批判、あるいはむしろ非難するさまざまな見解(反地金主義)に対して、真っ向から、精力的に反批判する。それは、彼をまさに地金主義の闘将と呼ぶに相応しい奮闘ぶりだった。

順序として、まず『報告』の概要から始めよう。

(1) 『地金報告』

『報告』は、「報告」・「証言録」ならびに「附表」からなるが、「報告」部分

は、ホーナーによると、ハスキッソン、ソートンおよび彼によって分担執筆された²⁶⁾。それは前文と4節からなる。前文においては、金地金価格と為替相場の現状が前者の（鑄造価格を超える）異例の騰貴、後者の（平価からの現送費の範囲を超える）異例の低下状態にあることを確認し、委員会としては、この二つの異常現象がわが国の通貨状態に起因するという結論に達した、と述べられる。第I節は、金地金高価格の原因に関する証人たちの見解の略述と批判である。第II節は、為替相場下落の原因について、前節と同様のことを述べる。第III節においては、主としてイングランド銀行理事たちの発券統御の説明（真正手形説）が要述され、その批判のうえに、兌換による自動的統御が同行の裁量的統御に勝る、と主張される。最後に第IV節は、通貨の現状の諸側面（同行発券高が引き続き増大していること、それが政府貸上の増加によるものではないこと、紙券流通必要額は相殺技術・信頼状態等のさまざまの事情により変動すること、地方銀行券はイングランド銀行券に転換可能で、必然的に後者と同じ価値を保持していること、地方銀行券量が大幅に増大したと思われること）を列挙し、そのうえで次の対策を述べる。まず現制度が続けられるとすれば、国家がイングランド銀行のあげている利益に与かるべきだが、しかし制度自体が継続されるべきではない。兌換以外に通貨過剰に対する適切な方策はないから。通貨価値を低下させる過剰は大きな害悪である以上、兌換再開だけが唯一の是正策である。その具体策については同行に委ねられるが、再開の時期は、戦時・平和を問わず、現在から2年の時期に定められるべきだ。国内パニックがこの時期を引き伸ばす理由を与えることはあろうが、為替相場の状態はその理由にならない。最後に、暫定措置として、5ポンド未満券（実際は1および2ポンド券）は兌換再開とともに廃止されるべきではなく、地方銀行券も暫くは金ではなくイングランド銀行券による兌換を継続すべきだ、とされる²⁷⁾。その要は、金地金高価格・為替下落の原因の特定およびイングランド銀行理事たちの裁量的発券調整による銀行券過剰化否定論の批判にある（他の論点として同行・地方発券銀行間の関連の問題があるが、それは、うへの概要に尽きる）。

『報告』によると、地金の高価格について多くの証人は、大陸における異例の金需要による金価値の上昇がその原因であり、また為替下落については、

大陸における英国の補助金支払・軍需増大（海軍用備蓄等）、戦時下の船賃・保険料等の上昇による貿易収支の悪化と平価をめぐる為替相場変動域の拡大による、と述べた。これらの見解に対して、『報告』は、金を本位とする英国通貨が「健全で自然」の状態であれば、外国からの金需要が「いかに大きくても、あるいはいかなる原因から生じてても」、それには「当地で相当の期間にわたって金市場価格の著しい上昇を生じさせる作用はない」、という。そうして事実と経験に照らして多くの証人の見解を否定する（大陸諸国で同じ時期に「相応する」金価格上昇がなかったこと、1774年～1797年には戦時下でも金価格が鑄造価格を上回ることはほとんどなかったこと等）。金が本位である限り、金価格は「金で尺度され、表現される」から、標準金1オンスは、鑄造・加工等による僅かの差異はあるが、「1オンスの金より多くも少なくもなく交換される」。だからそれは、金貨が健全であれば、鑄造価格を超える市場価格をもちえない。確かに金需要の増加は金価値を上昇させる。しかし、それは金地金価格には作用せず、全商品価格を低落させる。これがわが国の現状でないことは「明白」だ。というのは、逆に「全商品価格が上昇し、明らかに金価格もそれらとともに上昇しているから。この両価格の上昇という共通の結果が一つの同じ原因に帰せられるとすれば、それはこの国の通貨状態のうちにのみ見出されるはずだ」²⁸⁾。

為替相場下落の原因に関して実業界の一証人は、1809年、ハンブルグ為替が平価より約18パーセント下落したが、それをすべて「輸入と補助金の支払等の諸事情が非常に大幅に輸出を超過した」ことに帰した。しかしまた、大陸への植民地物産と英国製造品輸出は大幅に出超で、他（バルチック、フランス）からの入超にほぼ等しかったとも述べ、為替相場は厳密には貿易差額ではなく支払差額に依存する、と説いた。他の数人の証言も実質上同様だった。『報告』は「ある卓越した大陸商人・某氏」の「証言」を特に重視する。通貨が健全な状態であれば、為替相場が平価を4～5パーセントほども下回することはほとんどなく、これを超える下落は「わが国の通貨が正貨に兌換できないという事情に確かに関係しているに違いない」と。他の証言によっても、戦時リスクを含めて現送費は4～7パーセントだったから、それを超える下落は、別の事情による説明を要することになる。こうして、「為替が最近

被っている大きな下落の少なくとも一部分は、貿易の状態からではなく、わが国の通貨の相対価値の変化から生じたに相違ないという推論」に達する。この「推論」は、金市場価格に関する結論とあいまって、証明されたと考えられる²⁹⁾。『報告』の以上の把握は、金地金の高価格については完全に、為替相場低落については現状認識として部分的に、リカードウの見解と一致する。とくに金需要の増加に基づく金価値の上昇は金価格を上昇させないという『報告』の主張は、事実上、リカードウの『地金高価論』の見解を採用していると考えられなくもないが、確証はない。これに対して、その為替下落論は、貿易収支等の悪化も通貨過剰によるとして、もっぱら為替下落を通貨過剰に帰するリカードウとは明らかに一線を画する。平価から現送費の範囲を超えてさらに下回る下落のみを、通貨過剰に帰するから。低為替の現状に通貨過剰・減価が作用していることを認める限りにおいて、現状認識としてはリカードウと一致するが、為替相場論としては、彼とまったく異なることに留意すべきだ。

これに続いて、イングランド銀行当局の見解が主として前総裁・ウィトモア、副総裁・ピアーズ（現総裁）の証言によって示される。それによると、総じて彼らは、「貸出および割引の総量を調整する際」、為替相場の状況に留意せず、銀行券流通量・為替相場間の関連を否定する。また、同行券流通量調整に当たって、同行が金の市場・鑄造両価格の開きに留意するか否かについても、答は、「『われわれは実際にそれに留意するが、金を輸出する、またはそうする相当の理由があると承知している人々には、どんな時にも割引かない、という限りにおいて』」だった。それは、明らかに両者の因果的関連を否定するものだ。恐らくこの答は、自国金鑄貨またはそれを融解した地金の輸出が非合法だから、それを幫助するようなことは行っていない、という弁明にすぎないだろう。さらに金価格の高騰が同行の発券調整に何らかの影響を及ぼしたかどうかについても、答えは否定的だった³⁰⁾。ピアーズは進んで同行の割引・発券の方法を述べ、銀行券過剰化を否定する。「『同行券が発行される方法に関連してこの問題を考慮すると、発券は同行券を必要とする要求を充たすために行われる申込の結果です。これによって発券は統御されていますので、けっして過剰な額に達しませんから、発券高がどのようにして地

金価格または為替の状態に作用しうるのか、理解できません。ですから、私の個人的見解としては、うえに述べたように統御されていると常に理解していますので、地金価格または為替相場の状態が発行銀行券高を減少させる理由にはなりません。』」ウィトモアも、これに同調する。要するに彼らは、銀行券は流通の必要（需要）に順応して受動的に発行されるから過剰になることはなく、その流通量との関連が認め難い為替相場の状態または金価格という指標によって調整すべきだという理由が分からない、と「証言」する³¹⁾。

『報告』はこれに対して必ずしも有効な批判を対置せず、流通銀行券量と為替相場との関連については、ピアーズが両者の無関連の実際的証拠として提出した記録（後述、(2)参照）に圧倒されてか、多様な事情（貿易事情、フランス軍の北部ドイツ占領等）が為替相場に「一時的」に作用することを認め、「為替の著しい下落を対応する時期の銀行券増加の額と程度のうちに辿ることができるという見解ではない」（リカードウの見解はとらない）と断りながらも、しかしそれが下落した状態から長く回復しえないのは、対外金現送ができない「現制度」のためであり、したがって「紙券の削減が回復するための唯一ではないにしても、主な是正策と思われる」と主張し、イングランド銀行当事者たちの無関係論は「大きな実際的誤り」と論断して、本来の見解を守る³²⁾。以上が『報告』における早期兌換再開論の主な論拠をなす。

(2) 『報告』を擁護するリカードウの三書簡

『報告』が公表されるや、すでに触れたように、おびただしい賛否両論が噴出する。リカードウは直ちにそれを吟味し（本章「補論」，参照），『モーニング・クロニクル』紙に立て続けに『報告』擁護論を寄せる（同紙9月6日，18日および24日号）。

その第1は、恐らく広く唱えられている実務家たちの『報告』反対論の論拠を反駁するもの。まず一般論として、支払制限法自体が「利害の対立する当事者の一方の利益のために他方を犠牲にする、すべての契約へのきわめて不当な干渉」を多年にわたって公認する不正な法であって、イングランド銀行理事たちは、これによって与えられた異例の権能を濫用している、という。

次いで、地金委員会が勧告するように兌換が再開されれば、「わが国の輸出入が著しく減少する」という「多くの人々」の懸念について、それには根拠

がない、と説く。すなわち、銀行券の減価はその分だけある人の資金を奪って他の人に移転させるだけであって、実質的取引（輸出入）量を増加させえない、と。しかもそれによって移転された資金は、「素手で財産をえた」人により投機的に利用される。現在生じている破産はこれを示すものだ。通例の商業関係のいかなる変更も、「一般的信用に何ほどの衝撃」を与える。支払再開は借入資本で営業し、商業的信用の持続に依存する人々を「震撼」させるだろう。しかしそれは、「国民的損失」にはならない、と。

一般にすべての人は、流通手段の価値騰落により、その資産が貨幣からなるほどますます大きく損得を被る。だから、金融資産家が最大の影響を受ける。年金等の固定的貨幣所得者も同様だ。借地農は彼らの生産物価格が落騰するのに加えて、当面、固定的な貨幣地代・租税を支払うから、金融資産家らと逆の大きな損得を得る。地主に得失はないが、支払再開によってむしろ得するだろう³³⁾ (III, pp.133-8)。

ここで注目すべきは、以上のように、不換銀行券の「減価」と兌換再開が諸階級に及ぼす利害得失を正面から論じ、それぞれのもとでの諸階級間の資産・所得分配の変更を論じる点にある。そうして、勿論、彼本来の分配論はまだその影さえ見せないが、貨幣価値の変化から生じる限りにおいて資産・所得の分配の変更、ならびに実質的租税負担の軽減または加重を論じる。このように、分配と租税に対するリカードウの原初の関心は、兌換停止・再開という政策選択が諸階級に及ぼす影響を示そうとすることから生れている。そうするのは、勿論、兌換再開という政策選択の正当性を世論に訴え、多数の人々の賛同を得ようとする実践的目的に基づく。

このようにリカードウの場合、最初から社会の所有諸階層間の利害調和を目指す政策の「選択」はありえず、対立する利害のなかで一方を「選択」するほかない状況から、彼の経済学的思考は出発する。当初のそれは、勿論、トピックに制約されて、ほとんど流通の表層にのみ関わる。所得を論じる際も、労働・労働者は視野のうちにない。かりにあったとしても、彼らの所得・賃金は通貨価値の変動によって実質的に影響されないと考えられたに違いない。このような通貨・銀行論者としての彼の一面性のゆえに、彼の経済把握は、まだ狭く限られている。しかも、まさに貨幣的現象を論じながら、すぐ

れてリアル・タームで事態を捉えるところに、古典派経済学のヴィジョンが彼に根づいているといえよう。

『モーニング・クロニクル』紙への彼の第2書簡は、『地金報告』に反対するシンクレア (John Sinclair, 1754-1835) の『地金報告考』 (*Considerations on the Report of Bullion Committee*, 1810) に対する批判である。シンクレアはわが国経済の成長に応じて流通通貨量の増大を必要とするというが、「この原理」は誰も否定しない。『報告』は、「このような必要を超えるイングランド銀行券の過剰が生じなかつたら、減価はまったく起こらず、公衆が同行に信頼を寄せる間は、この量を超える過剰だけが減価を引き起こす」と論じているので (III, pp.139-40)。支払制限前には、経済成長に応じる流通手段の増加はまったく「減価」を引き起こさなかつた。必要に応じる追加を同行が拒んだとすれば、為替相場上昇・金流入・金貨鑄造を通じて、その必要が充たされるはずだ。イングランド銀行副総裁・ピアーズが同行発券量・為替相場間の関係を否定する論拠として地金委員会に提出した記録により、この点を確認することができる。これは、支払制限後の1803年1月～1807年末の約5年間、流通銀行券量の増加とポンドの対ハンブルグ為替の好調が並存したことを示す。リカードウは、この事実の経過にいささかもたじろがず、これを、わが国の経済・租税増大の結果として流通量が追加された証拠と捉える (III, pp.140-1)³⁴⁾。彼の理論家としての片鱗がここに示されている。

『報告』は銀行券が「減価」したというが、シンクレアは、旅行中、金鑄貨も持参して使ってみたが、銀行券との間に購買力の差はまったくなかつた、と彼の体験を語る。しかし商品としての金地金1オンス (金鑄貨3ポンド17シリング10½ペンスに含まれる) は、現在は減価している銀行券の4ポンド10シリングに値するから、地金の形態では鑄貨より多くの購買力を彼に与えたはずだ、とリカードウはいう (III, p.142)。しかし、この反論は必ずしも正鵠を射ていない。金地金自体は国内通貨ではないから、それで直接に諸商品を購入することはできない。シンクレアは、むしろ、金紙価格 (諸商品の金貨と銀行券との購買価格) 間の乖離がないから、銀行券は金貨に比して減価していないというのだから、リカードウは、銀行券の減価にも拘らず、その乖離がない理由を説明すべきだ。すでに述べたようにこれは、かつてホーナ

一自身によっても銀行券減価否定の論拠とされた。リカードウは、通貨過剰になれば、通貨としての金貨も同じく通貨としての不換銀行券とともに「減価」すると考え、そのために通貨形態を捨てて商品としての地金に帰り、その本来の価値を回復する、と考えている。そういう代わりに彼は、国内通貨としてはそれが「減価」した不換イングランド銀行券と等価性を保つのは、公衆が同行券によせる「信頼」のためだ、という。とすれば、その「信頼」は何に基づくのか、それが真の問題だろう。それについては彼は、何も語らない。少なくともその「信頼」が万全でないことは、支払制限後数年でギニー貨がほとんど流通から姿を消したこと（価値保蔵）によって示される。姿を消したギニー貨にイングランド銀行の1、2ポンド券が代わった、と推定されている³⁵⁾。したがって、やはり、これを含む同行券に対する「信頼」の基礎が問題となる。つまり、それがアッシニア紙幣と命運を異にし、「減価」しながらも通貨であり続ける根拠が。それが租税支払に用いられることが、法貨規定の有無を問わず、それを通貨として通用させる基礎の一部をなすだろう。しかし同時に、一定程度発展した信用制度（国内信用集中決済の場としてのロンドン金融市場、そこにおける最終支払手段としてのイングランド銀行券）に全国の商工業・金融が依拠するという関係の展開（恐らくマルクスのいわゆる「国民的信用」）に基づく、現代風にいえば、システム・マネーとして流通する、と考えられよう³⁶⁾。1、2ポンド券さえ手にする機会があるのは、せいぜい、小売商階層どまりであって、労働者等の大衆に関わるのは、支払制限の前後を通じて、補助貨幣としてのシリング銀貨、否、むしろほとんどペニー銅貨という現実の事態が、これを暗黙のうちに補強する背景にある、と考えられる。

最後にシンクレアは、利子率に大きなウエイトをおき、発券量増大の結果、利子率が低下し、これが経済的繁栄に大いに貢献するという。これは、重商主義以来の貨幣的経済論にほかならない。これに対するリカードウの批判は、「一時的」効果は認めるものの、すでに触れたトラウアへの批判以来不変だから、繰り返すには及ばないだろう。

第3書簡は、イングランド銀行株主総会におけるジャクソン(Randel Jackson)「演説」に対する反論。リカードウの判断によると、結局、それはイン

グランド銀行理事たちの見解、つまり「真正手形」による割引・発券による過剰発行否定論を『報告』が採らなかったことに対する不公正な非難にとどまる。リカードウがこの見解をソートンと同様の論法で斥けること(III, pp. 150-1) 以外は、とくに注目すべき点はない³⁷⁾。

23) Cf. E. Cannan, *The Paper Pond of 1797-1821 A Reprint of the Bullion Report with an Introduction*, 1919. Second Ed. 1925, Introduction, pp.xxi-xxii. なお、正確な委員名簿については、田中生夫『インフレーションの古典理論——『地金報告』の翻訳と解説』(未来社, 1961年), 12-14ページ, 参照。本書は、キャンナンが恐らくその存在を知らなかった第2オクタボ版も参照し、その後の研究の進展、とくに F.W. Fetter の画期的研究 (“The Editions of the Bullion Report”, *Economica*, N. S., Vol. XXII, 1995; “The Politics of the Bullion Report, *ibid.*, Vol. XXVI, 1959) や『リカードウ全集』における P. Sraffa の考証(後述, 註29), 参照) 等に基づき、キャンナン・第二版にも残る不備や誤り正し、フェッター, スラッファについても補正を加え、今日なお大いに有益である(同書, 7ページ, 参照)。

24) 田中, 同上書, 5-8ページ, 参照。

25) 「地金論争」諸文献については、高垣寅次郎・鬼頭仁三郎編 “A Bibliograpy of the Bullion Controversy in England (1797-1823)” (東京商科大学研究年報『商学研究』I, 1931年), 参照。

26) Cf. Cannan, *op. cit.*, p.xxii.

27) Cf. *ibid.*, pp.xlvii-xlix.

28) *Ibid.*, pp.6-12. 田中前掲書, 19-27ページ。

29) *Ibid.*, pp.18-26, 30-32. 同上書, 35-46, 50-54ページ。

『報告』のここで「卓越した大陸商人」(*Ibid.*, p.19) と呼ばれ、「証言」では「大陸商人・某氏」(Mr. -, a Continental Merchant) として登場する人物(リカードウはたんに‘Mr. -’として『ボザンケット氏への回答』で言及。III, pp.163, 168 *fn.*) について、キャンナンは N.M. ロスチャイルドと推測したが (Cf. Cannan, *op. cit.*, p.xlii), スラッファの考証によると、ハンブルグのパリシュ商会の2代目・J. パリシュ (John Parish, junior) であり、同地在住を利して、英国からオーストリアへの援助金送付の困難で危険な業務に従っていて、しばしばロンドンを訪れたが、恐らく証言時にもロンドンに来ていたと思われる。しかし当時、ハンブルグはフランス占領下にあったため、氏名を秘す必要があった (III, pp.427-34)。

30) Cannan, *op. cit.*, pp.33-34. 田中前掲書, 55-57ページ。

31) *Ibid.*, pp.45-48. 同上書, 72-76ページ。

32) *Ibid.*, pp.35-36, 45. 同上書, 58-60, 71ページ。

- 33) 通貨の増・減価による地主階級の損得はかなり複雑だ。その減価によって損を被らず、増価によって得をする、とは必ずしもいえない。前者の場合、通例、借地契約は長期だから、期間中は減価によって地主も損失を被る。リカードウは、穀物価格上昇により地代も上昇するかのように考えている節があるが、それは契約更新後のことにすぎない。反対に後者の場合、穀物価格下落による農業不況等を伴わなければ、当面得するだろうが、その保障はない。勿論、リカードウは、本文からも明らかなように実物接近の視角から得するというのだが。
- 34) 先に触れたように、『報告』がこれに必ずしも有効に反論しえなかったことについては、cf. Cannan, *op. cit.*, pp.34-5. 田中前掲書, 57-9ページ, 参照。
- 35) 「イングランド銀行のすべての一ポンドおよび二ポンド券(同行の現金支払停止以後はじめて発行された種類の紙券)」は、「姿を消してしまったギニー貨の代わりに少しだけロンドンで、多くが地方で流通している」(Thornton, *op. cit.*, p.213)。
- 36) Cf. *Ibid.*, pp.104-5 and 113-4.
- 37) ソートンの「真正手形」説批判については、cf. *ibid.*, pp.85-6.

5 『ボザンケット氏への回答』

以上の三書簡が彼の奮闘の「序曲」をなすとすれば、これに続く『ボザンケット氏への回答』(*Reply to Mr. Bosanquet's Practical Observations on the Report of Bullion Committee*, 1811) が、そのクライマックスをなす。それは彼の論争家としての手腕を示すが、その手腕がさまざまな事態を理論的に解明しようとする志向に基づくことこそ、むしろ、注目に値しよう。

南海会社の重役・ボザンケット (Charles Bosanquet) は、1810年11月後半に『地金委員会報告の実際的考察』(*Practical Observations on the Report of the Bullion-Committee*, 1810. 2nd Ed., *Corrected, with a Supplement*, 1810. 以下、『実際的考察』という) を公刊する。それをホーナーは「巧妙だが、いささか不公正な冊子」と評したが、当時、「最も有効な」『報告』批判と考えられた (III, p.10)。リカードウも、それを『報告』に対する「すべての攻撃のなかで最も恐るべきもの」とみなした。というのはそれは、これまでの「熱弁」だけにとどまらずに、「すべての推論と議論を否認」しつつ、『報告』の「理論が従前の慣行と齟齬する争う余地のない証拠、と彼が考えること」、つまりは経験的事実を「提示」しているからだ (III, p.159)。ボザンケットは、推論や理論に完全な不信の念を表明し、「事実」に訴えて『報告』を

斥ける。しかも『報告』はリカードウ理論によるものと臆断し³⁸⁾、当然、リカードウも標的とする。彼が『回答』を公けにせざるをえない所以だが、そうでなくても、恐らく彼は、進んでこれを行ったに違いない。彼がその初版を底本に『回答』を執筆したことは明らかだ。その刊行前の1810年12月に出た第2版については、僅かの脚註と『回答』の「付録」で補足的に言及するだけだから。

まず、ボザンケットの反対する『報告』の主な命題が、彼の『实际的考察』から引用される。

「第1に『外国との為替の変動は、相当の期間にわたり、貴金属の一国から他国への輸送・保険の経費をけっして超ええないこと。』

第2に『金地金価格は、地金に支払われる通貨が金価値を下回って減価しない限り、けっして鑄造価格を超ええないこと。』

第3に『輸出入に関する税関報告から何らかの推論が引きだされる限りでは、為替の状態は特に有利なはずだということ。』

第4に『イングランド銀行は、正貨支払制限の間、同行銀行券流通を制限する権能を排他的に所有しているということ。』

第5に『地方銀行券流通は、イングランド銀行の発行に依存し、かつそれに比例するということ。』

最後に『現在、紙券通貨は過剰で金に比べて減価していること、また地金の高価格と低い為替相場がこのような減価の兆候であり、その結果でもあるということ。』(III, p.161.『 』内は、*Practical Observations*, p.8からの引用。以下、並記省略。)

リカードウは以上が彼の「明言した諸原理とすべての本質的な点で同じ」であり、「ボザンケットはそれらの原理について私を攻撃している」から、以降はそれらを『報告』のみの原理と考え、それと彼との間に「なんらかの僅かな相違」があるような場合にだけ言及する、という(III, pp.161-2)。

以下、ボザンケットの叙述の順序にほぼ従って、逐一、反論が提示される。為替相場を始めとして、金価格、大陸における金銀比価、支払差額の現状、イングランド銀行発券、同行と地方銀行の関連、諸価格高騰の原因等、地金論争のすべての論点にわたり、関連してロック(John Locke, 1632-1704)の

銀貨改鑄論に及ぶ。ここではそれらのうち、(1)為替相場、(2)金価格、(3)発券および(4)物価の主要論点に限って考察する。

(1) 為替相場について

上記の為替相場変動域に関する第1「原理」は、『報告』ではじめて提示された「理論的見解」ではなく、ヒューム、スミスだけでなく、実業家達も認めていることは、大陸商人某氏、地金商・ゴールドスミット等の「証言」から明らかだ。にも拘らずボザンケットは、「この理論の不健全さを証明する」諸事実を示す。①1764～1768年の金貨改鑄（1774年）前に、金貨の不完全さ（摩損状態）から金地金価格が鑄造価格を2～3パーセント超えていた時、パリとの為替相場は8～9パーセント、ロンドンに不利、同期間中、ハンブルグとのそれは2～6パーセント、ロンドンに有利だった。「平和時」にあつてこうだから、ハンブルグからパリに金を現送すれば、その経費に対して「12～14パーセントの利潤」（ロンドンからハンブルグ経由でパリに金現送すれば、ロンドンから直接パリに金を送るよりも、現送費を除き、ロンドンの地金価格プレミアム・2パーセント－[パリ為替不利分・－8パーセント]＋ハンブルグ為替有利分・2パーセント、計12パーセント。ハンブルグ為替有利分の平均・4パーセントをとれば、計14パーセント）が得られ、平和時の現送費は1½パーセントだから、少なくとも利潤は10～12パーセントを超えるに違いない。②また1766および67年には、ハンブルグ為替は5パーセント、ロンドンに有利だった。当時の地金価格プレミアムは2パーセントを上回っていたから、ロンドンへの金現送は、合計7パーセントのプレミアムを、現送費を控除してなお5パーセントの「純利潤」を得ることができた。それ（金流入）にも拘らず、為替は「訂正」されなかった。③金貨改鑄後の1775～77年に、パリ為替は「平和時に」5～8パーセント、ロンドンに不利だった。その時、債務の半分は金現送により、四分の一はアムステルダムで支払われた。④戦時下の1781～83年に、為替は常に7～9パーセント、パリに有利だった。その間、金はわが国で普通の流通手段だったから、イングランド銀行はそれを鑄造価格で公衆に対して与えざるをえなかった。⑤1797、98年の間、貴金属のハンブルグとの為替均等化に及ぼす効果がいかに少ないかは、すでに示されている。⑥もう一つの事例は、パリ為替が1804、05年に7～9パー

セント、ロンドンに有利だったことだ。以上すべての事例において、「『為替変動が一国から他国への金現送費を大幅に超え、しかもその大部分は現在の場合よりはるかに大きな程度だった。即座に認められるように、当時の事情は、それらの場合の取引を現在よりはるかに好都合に行え、金属通貨の状態が現在は当地では行われぬ金現送の便宜を与えた。しかし、このようなすべての利点のもとに³⁹⁾、地金委員会の想定する原理は働かなかった。したがってそれは、そのうえに築こうと意図された過剰と減価という上部構造にとって、堅固な基礎とは認められえない。』」(III, pp.164-5.)

これに対してリカードウは、まず、「私の理論」が一般に競争による利潤率均等化を前提とし、とりわけ為替取引においてはいわゆる裁定取引が国際的に「最高度に」行われることを強調する。

「かりに事実がここでボザンケット氏が述べたようなものだったら、それらを私の理論と一致させるのは難しいことが分かったろう。その理論は、どのような特定の取引でも、巨大な利潤があげられる時にはいつも、十分多数の資本家たちがそれに従事し、競争によって彼らは、その利潤を一般的な商業利得に引下げるということを、自明のこととする。それは、為替取引においてこの原理が特に強く作用する、と想定する。その原理はイギリスの商人だけに限られず、オランダ、フランスおよびハンブルグの為替・地金商にも完全に理解されていて、有利とあれば彼らも追随するからであり、またこの取引で競争が最高度に達するまで行われることは周知に属するからだ。ボザンケット氏は、かくも確固たる経験に基づく理論が完全にはよく知られていない一、二の個々の事実だけで揺るがすことができるとでも想像するのか。……」(III, p.165.)

続いて彼は、ボザンケットが列挙した諸事実の検証に進む。ボザンケットはマッシュット (Robert Mushet) の冊子 (*An Enquiry into the Effects produced on the National Currency and Rates of Exchange, by the Bank Restriction Bill, etc.*, 1809. 2nd Ed., 1810) 初版とその付表(「第1に、『過去50年間のハンブルグおよびパリとの為替相場、ならびに各々の場合に、それがどれだけ平価の上下にあるか』、第2に、『ロンドンの金価格ならびにこの価格と英国の標準または鑄造価格との比較』、第3に、『イングランド銀行券

流通総額ならびに金価格との対比によるそれらの減価想定率』を示す表) から以上の「事実」を採録している。しかしマシェット自身が第2版で述べているように、初版の「付表」は「誤った原理」に基づいて算定されている。①ハンブルグとの平価を35シリング8グロートとし、②平価は固定していると考えられていたが、①の平価は34シリング11¼グロートと考えられるし、また②の平価固定の想定は誤っていて、金(ロンドン)・銀(ハンブルグ)比価の変動により変化する。[『したがって、真の平価を見出すためには、平価が34シリング11¼グロートに固定された時、金銀の相対価値がどうだったか、またわれわれが平価を算定したい時に、その相対価値はどうであるか、を確定しなければならない。』] (III, pp.166-7.『 』内は Mushet, *op. cit.*, 2nd Ed. からの引用。原本、未見。)

これに基づいて第2版の「付表」は訂正されているが、リカードウは、「まだ二、三の異論」を提示する。①英国の標準銀20シリングは、ハンブルグの34フレミッシュ・シリング11¼グロートと純分が等しいとされているが、「試金と計算」によると、前者は後者の35シリング1グロートと「等価」(=等量目)だ。この差は3/8パーセント。②ユーザンス・2½カ月の為替「価格」(為替相場)が、同時に支払われる鑄貨の「現実価値」の比較による「平価」に比して、その上下にあると算定されているが、この支払猶予期間を考慮すると、前貸に対する利子を斟酌する必要がある、「約1パーセント」の差が生じる。①・②の合計、約1½パーセントが「付表」の「英国に有利な為替の欄から」控除されなければならない (III, pp.168-9)。

マシェットの「修正表」に、さらにこのような訂正を施して、「係争中の原理」の真否を考察すると、1760年以来、ハンブルグ為替は「ただ一つの例外」はあるが、「7パーセントよりもっと英国に有利な時期はない」。例外は、1797年の「イングランド銀行正貨支払制限直後」のことだから驚くに当たらない。この時期はそれに先立つ十年間より流通銀行券額が減少していたから、このように為替が著しく有利化して大量の地金輸入が生じたことは⁴⁰⁾、「完全に地金委員会の原理に一致し、同委員会が提案した是正策の有効性を確証する」 (III, p.169)。

しかし、「何ほどか長い期間」にわたり一国の為替が「大いに有利または不

利」なままであることはない、と論じる人々は、「ハンブルグ為替が永続的に、二、三年間も英国に有利だったことを、どのように説明するか」。ボザンケット氏の1797、98年の場合がそうだ。彼はここから「貴金属 [の流出入] は為替均等化の効果をほとんど生じさせない」という。確かにマシェットの「修正表」をさらにリカードウが訂正したものからも、この間、ハンブルグ為替は英国にとって5.6~4.3パーセント有利だった。しかし「私は問題の原理を、こう理解する。すなわち、いかなる国も、何ほどかの期間にわたって為替が大いに有利、または不利ではありえない。なぜなら、そのような有利・不利が続くことは、諸国通貨の価値が自然に見出す傾向がある均衡を壊すほどの、一方の国での貨幣と地金ストックの増加、あるいは他方の国でのそのストックの減少を仮定するものだから。」

「この議論が真実なのは、任意の国の為替相場一般に用いられる場合だ。しかしその国と考慮中の一国との為替だけの場合は誤りになる。」それは一般的貿易差額（恐らく一般的支払差額）⁴¹⁾ に関して妥当する「原理」だ。これをハンブルグ為替に適用すると、1797~98年に為替は常に英国に有利だったが、これは貿易差額が英国に有利だったからではなく、「英国でその品目 [金銀地金] に異例の需要があった結果、他のすべての商品と同じように、地金を輸出するのが有利だったから」だ。この「異例の需要」は、「わが国通貨高が異例に低かったこと」と「東インド会社のアジアへの銀輸出」のために生じた。この低い通貨高と「小心な人々により保蔵のためにその時期に巨大な額のギニー貨が流通から引き上げられてしまったことの結果として、……その両年にギニー貨に鑄造された外国の金は、総額520万ポンドを下らなかった。……それこそ、きわめて満足すべき理論が真実だということを示す実際的な一例証だ。」⁴²⁾ (III, pp.170-2.)

さらにマシェットの「表」を調べると、「イングランド銀行券量が増加するのに比例して為替が下落し、1801年には11パーセントを超えて英国に不利となったし、同じ時期に金地金価格が4ポンド6シリングに上昇した——これは鑄造価格を10パーセント余り上回る——ことが明らかだ」と「原理」の正しさを確認する (III, pp.172-3)⁴³⁾。

続いて、パリ為替が検討される。これは英仏両国とも金銀複本位制のため、

ハンブルグ為替の場合より複雑だ。金銀比価は絶えず変動し、複本位制のもとでは常に、市場比価が法定比価を下回る金属の方が本位となる。このため英国では、1696年の銀貨改鑄は法定比価を標準金1オンス＝標準銀15.07オンスと定めたが、常に金1オンスの価値が銀15.07オンスの価値を下回ったから、「その時期以来、金がわが国の価値標準」となった。地金委員会もハスキッソンも「金を価値の標準尺度」と考えている⁴⁴⁾。そうしてこれが為替平価を規定する。

一方、革命前のフランスの金銀法定比価は15：1だったが、現在は15½：1。しかし地金委員会に寄せられた情報によると、1785年に1マークの金から鑄造されるルイ金貨の個数が30から32に増やされているから、それ以前の法定比価は、およそ14：1だったろう。だからフランスでは英国とは逆に、本位が金から銀に変わり、市場金銀比価が14：1～15.07：1の間にある限り、英国は金・フランスは銀が、それぞれ本位であり続け、これに応じて為替が算定される。しかし85年の「変更」により両国の比価はほぼ同じになったから、為替平価は両国とも金銀どちらでも算定できる。為替相場の平価からの乖離は現送費を考慮するだけでは十分でない。英国では鑄造料は課されず、地金を造幣局に持ち込んで鑄貨を受け取るまでの遅延の「不便」があるだけで、鑄貨摩損等がなく、通貨が過剰でなければ、地金委員会によると、この「不便」が地金価格を1パーセントだけ鑄造価格より下回らせる。これに対してフランスでは、アダム・スミスによると、8パーセントを下らぬ鑄造料が課される（1803年現在は、金は½、銀は1½パーセント）から、フランスへの金輸入が「有利」となるには、現送費に加えてさらに8パーセントに当たる「利潤」が得られなければならない。為替平価は地金としての「内在価値」＝貴金属純分により算定されるから。

例証をもって以上を説明すると、ボザンケットによれば、1767年にロンドンとの為替はパリに8パーセント有利、ハンブルグとはロンドンに6パーセント有利、ハンブルグからパリへの金現送費は1½パーセントだった。この状況では為替をロンドンからパリに送るより、ハンブルグからパリに金現送する方が12½（＝－[－8]＋6－1½）パーセントだけ有利ではないか、と彼は問う。リカードウは「否」と答える。金がパリに届くと、貨幣に鑄造さ

れるか、地金として売られる。前者の場合、8パーセントの鑄造料が支払われるし、地金として売れば、鑄造価格より8パーセント下回る。だから得られる利得は、4½パーセントに減少する。加えて、鑄造されるまでの期間に失われる利子等を考慮すると、さらに小さくなる。以上の「原理」を念頭に置けば、1764～68年の大部分の期間は、パリ為替はむしろ英国に有利だったと思われる。かりに10½パーセント～12½パーセントもの利潤が比較的短期間に得られるとすれば、年率100パーセントを超える。些細な変動も見逃さない為替商達による速やかな為替裁定が行われなければならないはずがなく、一方の大きな為替の不利と他方の大きな有利とは相互に矛盾し、否認しあうものだ(III, pp. 176-82)⁴⁵⁾。

(2) 金価格について

次にボザンケットが争うのは、『金地金の価格は、それに支払われる通貨が金の価値を下回って減価しない限り、鑄造価格をけっして超ええない』という命題だ。しかし正確には、『報告』の「原理は、……商品としての金が鑄貨としてのその価値を超えて上昇しないだろうということではなくて、その上昇は継続しえない、なぜなら鑄貨の地金への転換が間もなく両者の価値を均等化するだろうから、ということだ。『報告』の言葉どおりだと、『金を基礎とする英国通貨の健全で自然の状態においては、世界の他の部分からの金需要の増大がいかに大きくても、またはどんな原因から生じても、相当の期間にわたって、わが国で金の市場価格の相当の上昇を生じさせる効果をもつはずがない』」というものだ。これは「自明の命題」だ。ただし、この命題を完全にするには、「金鑄貨の金地金への転換を禁じる法が成功裡に施行されえない」ことが、「認め」られなければならない。「したがって、この命題の真理を否定する人は、同法がその制定目的に十分有効と主張している」ことになろう(III, pp.187-8)。しかし同法がいわゆる「ザル法」であることは、ロック(「郭公を垣根で防ぐ法」)、スミスがつとに認め、「権威ある実際家」(イングランド銀行理事たち)も地金の価格に依存することを認めている。これらは、「地金価格が鑄貨の価格より上昇する時には常に、鑄貨が地金に融解される事実を支持する見解の二、三にすぎない。これに対してボザンケットは、『どの国の鑄貨も、一般的貿易ならびに支払差額が不利でない場合に限

って、国内にとどまることができる』), という。してみれば、「低為替と考えられる状況」にあつては、「地金としての価値が[鑄貨より]勝ることが、鑄貨融解・輸出の原因」にほかならない (III, pp.188-9)⁴⁶⁾。

次に『報告』のハンブルグ為替平価に基づいて、3か月前からハンブルグ為替は平価を約2パーセントしか下回っていないから、その提案する早期兌換再開を要する程のものではない、と論じるボザンケットに、次のように反論する。『報告』の「大陸商人某氏」に依拠して、ボザンケットは、金価格は当地より大陸でさらに高く、英国で4ポンド12シリングだった時、ハンブルグでは4ポンド17シリングで、5½パーセントの差があつた。これはしばしば繰り返されるが、リカードウは、これを完全に誤りだ、という。それはもっぱら金銀比価の変動による。1オンスの金が鑄造価格で購入でき、金銀比価が15.07:1とすると、それはハンブルグでも当地とほぼ同じであつて、136フレミッシュ・シリング7グロートを得る。それは英国の標準銀鑄貨の3ポンド17シリング10½ペンスと等量の純銀を含んでいる。英国では金はその時期から18パーセント上昇し、現在は1オンス:4ポンド12シリグ。それに支払われるイングランド銀行券が「減価していない」ならば、海外では金は23½ (18+5½) パーセントも上昇していることになり、(金銀比価が変わらなければ) ハンブルグで金1オンスは167フレミッシュ・シリングを得ることができるはずだ。しかし事實は、そこでは金1オンスは4ポンド17シリングで売られるというから、140フレミッシュ・シリング8グロートにしか値せず、「僅か3パーセント高いだけ」であつて、これは現在、金銀比価が約16:1になっているからだ。してみれば、英国通貨はハンブルグ通貨に比して23½パーセント下落していることになる (III, pp.195-6)。

(3) 銀行券流通に関するボザンケット＝リカードウ間の批判と反批判

「強制的紙幣流通 (forced paper circulation) さえ為替低落の作用をおよぼしうるとボザンケット氏が考えているのかどうか、これを確定するのは難しいが、非常に自信たつぷりに、為替とイングランド銀行券量との間には何の関連もない、と論じている。」リカードウは「その最終的償還が確実だとして、紙幣のどんな過剰も減価を引き起こさない」と主張できるかと問い、いかに発行者の財源 (funds) が豊かでも、銀行券のみの過剰から「減価」が生

じるだろうと答える。ここに彼のいう「強制的」流通または通貨とは、「支払制限法により、その措置がなければ同行が維持しうるより、もっと大きな銀行券量を流通に保持することができること」だけを意味する。「この過剰額こそ、それがかりに政府銀行 (a Government Bank) により公衆に強制された場合と同様に、まさに同じ結果をもたらす。商業の要求により必要とされるものだけが発行されるという弁解は、まったく無力だ。なぜなら、このような目的の必要額は、確定されようがないから。商業はその需要を充たされることがない。」商業の状態を所与とすると、その必要量は通貨の価値に依存する。「これをボザンケット氏は認めるが、イングランド銀行の発行と新金鉱の生産物との間の類似を否定する」(III, pp.214-5)。

ボザンケットによると、ここでリカードウは、両者の比較上、本質的な問題、つまり、『なぜ金鉱の発見が、既存の流通手段の価値を減価させるか、換言すれば諸商品価格を引き上げる周知の作用を及ぼすか』、に答えていない。「『それがその作用を生み出すのは、どんな用途であれ、鉱山所有者たちが、どんな契約もせず、つまり、彼らが発行したものを呼び戻して無に帰する欲求または手段をまったくもたずに、それ〔新産金〕を発行して、その所持者達に等しい価値を再び与えるからだ。その発行が増加するにつれて、次第に、それらは流通の必要を超える。金は、金としてそれを所持する人には、何の便益ももたらさない。……それを有用にするには、彼は金を、すぐに役に立つか、または収入を生み出すような物と、交換しなければならない。こうして需要が増加し、その結果、金で測られた諸商品および実物資産の価格が増大し、その鉱山が生産し続ける限り、増大し続けるだろう。そうしてこの作用は、私がうえに仮定した事情のもとでは、その発行が鉱山からの金だろうと、政府の銀行からの紙幣であろうと、等しく生じるだろう。以上すべてを私ははっきりと認めるが、しかし以上のすべての叙述のなかに、イングランド銀行の発行と類似する点の一つもない。

これに対して、イングランド銀行が同行券を発行する原理は、貸付の原理だ。各銀行券はある当事者等の請求により発行される。彼らは同行にその額だけの債務を負うようになり、この銀行券かまたは等しい価値の別の銀行券を、確定した・長くない期間後に返還する担保を与え、認められた期間に比

例する利子を支払う。』(III, pp.215-6.)

要するに、新金鉱の産出する金と政府紙幣は流通界に滞留・累積する一方だから「減価」し続けるほかないが、イングランド銀行券は流通の必要に応じて貸付により流通界に入り、債務の返済を通じて流通界から発行元に還流し、そこに滞留・累積することはないから、「減価」するはずがない、というのである。

これに対するリカードウの答は、同行または政府がその鉱山を所有していると仮定すると、銀行券を発行する代わりにギニー貨を増発しても、結果は同じという。続いて、「不換紙幣」(paper not convertible)の発行原理は金鉱のそれと同じ、と説く。流通に吸収される銀行券量が「ある所与の額だけ」ならばボザンケットのいう通りだが、リカードウは「有利な使途を求めても空しく、それを見出せないため、既割引手形の支払に必然的に同行に還流するか、またはその額まで前貸に用いるのを必ず妨げられるかするような剰余が存在する」ことを否定する。というのは、「一旦、貨幣が流通に持ち込まれると、減価が始まり、追加額の用途が流通にその通貨を保持させるだろうから」(III, pp.217-8)。

貸付けられた貨幣額が利子を伴って必ず返済されなければならないこと自体を否定しているとは考えられないから、事実上、際限のない資金需要を前提にして、不換銀行券の貸出額が返済額を上回り続け、流通に滞留・累積する通貨額が次第に増大し、その結果、通貨の減価が生じ、通貨価値不変ならば「剰余」となったはずの部分も流通に吸収され、そこから溢流しない、と考えられているのだろう。

してみれば、両者の新金鉱の発見と政府紙幣の場合については結論は同じだが(勿論、その帰結を導く論理が異なることに注意しなければならない)、不換銀行券の場合はそれぞれの論理に従って、「還流」が通貨量を必要限度内にとどめて減価を妨げるというボザンケットと、資金需要は無限だから通貨量は必ず「過剰」となって「減価」し、流通界に「減価」した価値での「必要量」として吸収されると主張するリカードウとは、事態の半面しか見ず、それぞれの一面だけを一方的に強調する、「抽象的対立」に陥っていることになろう。

続いてリカードウは、いわゆる「真正手形」説の批判に向かう。

「誠実な (bona fide) 取引のための手形以外は割引を拒むことも、流通を制限するのに同様にほとんど有効ではないだろう。なぜなら、実際にはけっして認められないが、かりに同行理事たちがこのような手形を識別する手段をもっているとしても、商業の必要により用いられうるよりもではなくて、減価を伴わずに通貨の水路にとどまることができるよりも大きな、紙券通貨の大きな部分が流通に呼び込まれる場合があろう。周知のことだが、同じ一千ポンドが一日で20の誠実な取引を決済する。これで一艘の船に支払う。船の売手はこれで綱製作者に支払い、彼は再びロシアの麻に支払う、等々。さて、これらの各々は誠実な取引だから、それぞれに一枚の手形が振出されている場合があろう。そうすると同行は、その規則に従って、それらの手形全部を割引くこともありうる。そのため、1,000ポンドに等しいそれらの支払を行うのに20,000ポンドが流通に呼び入れられることになる場合があろう。」(III, pp.219-20.)

リカードウのこの批判は、ソントンのスミス批判³⁷⁾に劣るだろう。というのは、後者は同じ商品が転々売買される際にそれぞれ手形が振出され、割引かれる場合を想定していたから。しかし両者の批判には、一枚の手形が裏書・譲渡されつつ、多くの取引が行われる場合（商業貨幣の流通）を反証の一つとしてあげることができるが、問題の焦点は、ソントン、リカードウともに指摘するように、「真正手形」識別の確実な方法がないことや何枚もの手形が振出されることではなく、商品経済の本質上、すべての手形、したがって手形割引が通貨過剰化のリスクを内包している点にある。スミスは「過大取引」(over-trading)が紙券の「過剰流通」の「根因」(original cause)と認識していたからこそ (Cf. WN., p.304. 邦訳(二), 62ページ, 参照), 銀行券兌換を不可欠の要件としたのである。したがって、不換下の状況にスミスの「真正手形」説を援用することは、ためにする歪曲にほかならない。

もっとも、兌換は、資本主義経済の展開とともに、後にリカードウが目指したように、国際均衡化の条件に限られてくるが、それを維持するために、しばしば、国内経済に大きな犠牲を強いる。後に述べることになるが、この問題は、すでにリカードウの時代に始まっている。

(4) ボザンケットの物価上昇論批判

リカードウにとって、イングランド銀行券減価の第1の「証拠」は、金市場価格の製造価格を超える上昇であり、それより確実性は劣るが、第2は、為替相場の現送費の範囲を超える大幅な下落だった。当時は現代の物価指数に相当する考え方はなく、諸商品価格はさまざまな原因からそれぞれに変動するため、彼はそれを紙券減価の指標として信頼できない、と考えた。これ（特に穀物価格）に大きく依拠して過剰発行・減価を論じたボイドに対するキング卿の論評を考慮して⁴⁷⁾、その轍を踏むまい、と。当然、減価による諸価格の上昇を認めるが。

『報告』・リカードウ批判の一環としてボザンケットは、当時の諸価格上昇が減価に起因せず、もっぱら、「品不足」(scarcity)と租税の増徴による、と論じた。その際彼は、スミスの次の一文を引用する。

「『君主が租税の一定部分を何らかの種類の [ある種の] 紙幣で支払うように命じる法を制定すると、それによって彼は、紙幣の最終の弁済または償還の時期がまったく君主の意のままであったとしても、この紙幣にある価値を与えるだろう。この紙幣を発行する銀行が、注意深くその量を、このように容易に用いられるよりも幾分か下回るように保つ場合には、紙幣に対する需要のためプレミアムがつくようなことさえありえよう。つまり金銀に対して発行された紙幣が金銀よりも市場でいくぶんか高く売れることがありえよう。』」(WN., p.328. 邦訳(二), 105-6ページ []内, スミス。III, p.236. リカードウは、ボザンケットの僅かに不正確な引用をそのまま踏襲。)これに基づいて彼は、「年々の租税総額は銀行券総額をはるかに超過しているから、この原理に従えば、紙幣はいかにして減価しうるのか」と問う。

これに対してリカードウは、それはスミスの恣意的解釈であって、スミスは「年々の租税総額」ではなく、その「一定部分」(例えば、半分または三分の一)といているから、「公正に論じる」とすれば、「紙幣総額は二、三年分の租税総額と比較されるべき」だ、と批判する。その真意は掴み難いが、紙幣総額と租税総額は、例えば $\frac{1}{2} : 1$ または $\frac{1}{3} : 1$ の比だから、 $1 : 2$ または $1 : 3$ として比較すべきだ、というのだろう。この一文をリカードウは、こう理解する。「スミス博士は、紙幣の量が全面的にもっぱら租税の支払に用

いられる額〔租税総額の半分または三分の一〕を超過しなければ、それは減価しないだろう、という意味だ。……わが国の紙幣流通をスミス博士の規則によって検証するには、日々の租税支払が銀行券流通総額と等しい額だ、ということを実証すべきである」(III, pp.236-7)。これは、紙幣が租税支払専用というリカードウのスミス解釈を前提にした立論だが、ボザンケットに対する反論という限りでは正当だろう。しかし、そもそも、租税総額と紙幣流通総量との比較は、紙幣過剰肯定・否定のいずれの論証にもほとんど意味がないだろう。

リカードウは、租税総額と流通通貨量との関連を否定する「事実」を突きつけて、ボザンケットのこの論点にとどめを刺す。すなわち、1793年（開戦の年）から97年までの間に租税は大幅に増えたが、銀行券流通量は93年の約1,145万ポンドを超えず、97年の「制限」後さえそうだったし、また、1803年の流通量は約18百万ポンド、1808年もそれを超えなかったが、この間に「著しい増税」が行われたにも拘らず「流通手段の相応する増加を伴わなかった」、と(III, p.238)。

次にボザンケットは、『報告』が租税の諸商品価格に及ぼす作用を十分に考慮せず、諸価格の上昇をもっぱら通貨減価に帰している、と批判する。彼によると、「制限法施行時以来の英国における諸価格の増大には、二つの原因がある。第1に、『穀物貿易状態の変化と、それから生じた1800年と1801年における〔穀物〕不足』。第2に、『1793年開戦以来の増税。』」(III, p.240.)

「穀物不足とその輸入に伴う経費が諸商品価格に何ほどかの上昇をもたらしたに違いないことを、なるほど私は、即座に認める者だ。しかし、租税の作用が課税された全額だけ諸商品価格を引き上げるということは、ボザンケット氏が断言するように、自明の命題、つまり経済学の一原理なのか。1793年以来、租税が四千八百万という巨大な額に増加したからといって、その全額が諸商品価格の増大に向かったに違いなく、したがって、この事実だけで1793年の価格を基準に50パーセントの上昇を説明するだろうという結論が、どのようにして出てくるのか。証券保有者を除き、各人は彼の支払う租税を自身で償う力をもっているという帰結になるのか。」(III, p.240.)

1800・1801両年の穀物不足は英国の連年の不作の結果生じ、穀物価格と諸

商品価格が上昇した。これを機にボイドが『ピット閣下への書簡』を著して、不換イングランド銀行券の過剰・減価がその原因と論じ、「地金論争」の幕を開いたことは、すでに述べた。これに対してソートンは、大量の穀物輸入の必要が不利な貿易差額をもたらして、為替相場の大幅下落と金価格上昇を招いたのであって、不換銀行券の過剰・減価によるものではない、と反論した⁴⁷⁾。リカードウも、これが穀物価格の「何ほどかの」上昇をもたらすことは即座に認める。しかしそれによつては、その上昇の大部分は説明されえない、と暗示する。主として通貨の減価による、と考えているからだ。穀物価格上昇とともに他の諸商品価格も上昇することを当然視するのは、前者の上昇が賃金の上昇を介して後者の上昇をもたらす、という賃金・物価の連動を自明と考えているからだろう。この限りで彼は、ボザンケットの主張を承認する。しかし、租税の諸価格に及ぼす作用については、少なくとも一般論としては認めない。ここに、この段階での彼の経済学の理論的水準が如実に示されるだろう。

「例えば、租税が消費財に課されるか、または所得税、資産評価税(assessed tax)、その他二十もの名称の租税が課されるかによつて、まったく相違はないのか。それらのすべてが諸商品の価格を引き上げる傾向があるのか。さらに、証券保有者を除き、すべての納税者は自分の負担を免れることができるのか。この議論が正しければ、明らかに租税の全負担は、もっぱら証券保有者にかかるし、現在は五千三百万にもものぼる1793年以来の年々の増加総額は、彼らの懐から出されるに違いない。この計算だと、彼らの租税は彼らの所得を上回ったに相違ない。なぜなら、租税は国債の利子を超えているから。

しかしながら私の確信するところでは、所得税・資産評価税等の多くの租税は、確かに諸商品価格にいささかも影響しないようだ。」(III, pp.240-1.)

すでに触れたように、戦時特別課税としての所得税は、年所得150ポンド超の所得1ポンドにつき、1～2シリングを課すから、中産層以上の担税能力をもつ人々の負担となる。したがって他には転嫁されず、諸商品価格に影響するはずがない、というのだ。資産評価税等も同様である。つまりは彼らの可処分所得がそれだけ減少するにとどまる、と。しかし無条件にではない。租税負担の公平(比例課税)の場合に限る。

「所得税が公平に課されたとすると、社会の各成員は、課税前の各人の相対的地位と同じ状態のままだろう。各人の支出は、租税負担額だけ減少するに違いない。そこで売り手が自分の商品価格を引上げて租税負担を免れようと思っても、同じ理由で買い手も、もっと安く買いたいと思うだろう。両者の対立する利害は、まさにちょうど相互に打消しあうだろうから、もろもろの価格は何の変化も被らないだろう。同じ考察は資産評価税や商品に課されないすべての租税に当てはまる。しかしこの種の租税が不公平に作用すると、かりにある種の事業にことさら重くかかるとすれば、その事業の利潤は営業利潤の一般的水準を下回り、そのためそれに従事する人々は、その事業を放棄してもっと有利な事業に向かうか、彼らの取り扱う商品の価格を引上げて、他の諸事業と同率の利潤が得られるようにするだろう。」(III, p.241.)

このように彼は、自由競争・資本の自由移動とそのもとでの一般的水準率の(再)形成を自明の前提とし、その存在を基準に、所得税・評価税等が商品価格に及ぼす作用を考察する。一介の証券取引業者として、彼がスミス理論の基本をわがものとし、それを租税問題に適用する技量を示している、といてよい。少なくとも、ボザンケット等の没理論的な実際家の水準を遥かに抜きんでていることは確かだ。その点は、次の商品課税に関する議論にも妥当する。

「諸商品への課税が、課された租税の全額だけ商品価格を引き上げることは確かだ。このような商品の価格は、二つの部分に分割される、と考えてよい。一方の部分はその本来の自然価格、他方の部分はその商品を消費する自由に対する租税だ。また、この租税が一商品に課され、各個人の所得に正比例してそれが消費されるとすると、課税された商品以外の商品価格は上昇しないだろう。しかし租税が彼らの所得に正比例しなかったら、それにちょうど相当するより多くの租税を支払う人々は、彼らの取り扱う商品価格の引上げを要求し、それを得ることによって社会は、人々がこの課税前に置かれていたのと同じ相対的な状態に戻るだろう。

その商品に課税する代わりに、各人はその本来の価格しか支払わず、その商品消費の許可を求めて政府に直接租税を支払ったとすると、それはまさしく資産評価税と同様に作用し、立法の最良の配慮にも拘らず、あらゆる租税

に伴うに違いない不公平を償うため、二、三の商品価格が部分的に上昇するだけだろう。

以上の租税の作用に関する見解が正しいならば、1793年以来、課税の結果として諸商品価格に48百万が実際にうわ寄せされ、この追加が商品価格の上昇を十分に説明し、その原因として流通手段の減価に頼らなくてすむ、というボザンケット氏の見解は、誤った理論であって、合理的なこととしても・ありそうなこととしても、支持されるとは考えられないことになろう。」(III, pp.241-2.)

特定商品への課税は、その分だけその価格を引上げることによって、当該事業者の所得を課税前と同様の「相対的な状態」に復帰させる、つまり利潤率均等を回復させる。換言すれば、租税が直接・無媒介的に価格を引上げるのではなく、租税による利潤率均等の攪乱を是正し、その均等を回復するために価格が上昇する、というのである。

ボザンケットは、1793年以来の増税額・48百万がすべて商品価格に転嫁されるという彼の見解から、諸商品価格は著しく上昇したのに、通貨は僅か3パーセントしか増えていないから、とうてい「過剰」とはいえないという。しかし、イングランド銀行券3百万の増加に地方銀行券の増大を加え、またボザンケット自身が「見事に」説明した流通手段使用の節約を念頭に置くと、やはり「流通手段は不当な率で増大している」と反論する(III, p.242, *fn.*)。

しかし、ここでのリカードウの反論の重点は、租税の増徴が必ずしも流通手段量の増加を伴うとは限らない、という点にある。

「うへの叙述で私は、わが国の幾つかの租税の結果、諸商品価格が上昇するだろう、とボザンケット氏に譲歩したが、それらの流通に前より多くの貨幣が必要になろう、という結論に必ずなるとは思われない。」というのは、租税が増大するのに比例して、人々の支出は減少する。かりに年所得を Y 、所得税率を t とすると、人々の可処分所得(支出)は $(1-t)Y=C$ 、政府の歳入 $(T)=$ 歳出 $(G)=t \cdot Y$ だから、総支出 $(C+G=Y)$ は変わらない。公平な所得税が商品価格を変化させない以上、「流通手段の追加はまったく必要ではないだろう、と考える」。「租税がパンに課され、その結果労働の賃金が引上げられたとすれば、この租税は、結局は労働者の労働生産物を消費するすべ

ての人々の負担になるだろう。」租税による人々の支出の減少と政府の支出の増加とが等しく、等量の諸商品が流通する以上、流通手段の追加を要しない。ただし、これは、人々が彼らの「資本」を蚕食せず、彼らの所得から「政府の要求」に応ずる限りにおいてのことである（III, pp.242-4）。

諸商品流通量(q)に変化はないとして、パンのような生活必需品(一般に賃金財)に課税されれば、賃金が上昇する。その結果、多少とも諸商品価格(p)が騰貴する(賃金・価格連動論)とすれば、他の条件(通貨の流通速度、ないし節約技術等)が不変ならば、必要通貨量は増大するだろう。ここではリカードウは、ボザンケットへの反論に没頭して、自ら信奉する連動論を忘れていた。この限りで彼のこの主張は、完全にコンシステントとはいえない。恐らくそれを感得して、彼はこの論点に執着し続けたと考えられる⁴⁸⁾。

しかし、ここで注目すべきもう一点は、賃金財とそれ以外の財(便宜上、労働者の手が届かない生活の便宜品・娯楽品も含めて、「奢侈財」と呼ぶ)とが区別されずに、商品課税の作用が論じられ、まして賃金の動向が利潤に及ぼす作用がまだまったく視野に納められていない点にある。それは、彼のミス理解の水準は高いものの、まさにスミスのエピゴーンにとどまっていて、まだ彼自身の独自性の片鱗さえ窺えないことを示すからだ。

以上の諸論点以外に、『回答』にはなおボザンケットの早期兌換反対論批判等、興味ある論点が残っているが、すでに述べたことや、やがて触れることと重複するので、省略に従う。

38) 事実、ボザンケットは、「リカードウ氏の著作は、それ以来、庶民院の権威のもとに行われてきた研究の直接の原因だったばかりでなく、地金委員会によって提出された報告の摘要(syllabus)」とみなして、攻撃した(III, p.10)。

39) ここ(III, p.165)は‘under all these disadvantages’となっているが、ボザンケットの原文は‘advantages’。その方が文脈に合致する。スラッフアの稀な見落としか？

40) この時期の大量の金輸入は、造幣局における外国の金からの鑄貨鑄造高によっても「傍証」される。1795年：約256千ポンド、96年：約72千ポンド、97年：約2,486千ポンド、98年：約2,718千ポンド、99年：約272千ポンド(III, pp.169-70)。

41) 為替裁定が速やかに行われるとすれば、当然、支払差額ということになる。

42) これに続いてリカードウは、1796年の約29万オンスから1797~99年に東インド会社

の銀輸出が、それぞれ、約96万、約357万、約729万オンスと急増したことを、『報告』の資料から示し、その後、これは「著しく減少し、現在はほとんど止んでいる」とつけ加える（III, p.172）。

なお、ここでリカードウは、貨幣の「保蔵」に言及しているが、本来の貨幣機能・定在としてそれを認めている、とはいえないだろう。兌換停止に対する危惧、緊急避難的価値保全のための異例の行動の例外的結果、と考えているように思われる。

43) もっとも、1766年9月～1767年9月には、ハンブルグ為替は引き続き7.4～6.8パーセント英国に有利だったし、その後1年間も概して3パーセント英国に有利だったことは「原理」＝現送費の範囲内の為替変動論に反する事実だが、大陸の当時の諸事情が分かれば、「十分に説明されよう」というにとどまる。しかし、別の個所でリカードウは、フランスの小論考『ヨーロッパ主要銀行制度考』（*Considerations sur l'institution des principales banques de l'Europe, etc.*, par M.Monbrion, 1805. Cf. III, p.175, n.2）から、ハンブルグ銀行が支払停止したことがあるのを知り、それが何時のことか調べたが分からず、それが1766-7年に起こったとすれば、この事情が為替相場に「何ほどかの影響を及ぼしたに違いない」と臆測する註を付した（III, pp.175-6, *fn.*）。これは的中していた。同行は「実際、1766年に正貨支払を停止し、67年12月の同市議会（Senate）の決定により支払を再開した」（III, p.176, n.3）。

44) 「英国においては金がすべての価格が指示される尺度（scale）であり、現国王〔ジョージ三世〕治世第39〔1798〕年以来、25ポンド未満の支払を除き、唯一の法貨だということが、認められていると考える。」（Huskisson, *op. cit.*, 3rd Ed. *Corrected*, 1810, p.18.）つまり、現に流通している「軽い」銀貨は25ポンド未満の額についての制限法貨＝補助鑄貨。ただし、金銀複本位制自体は維持され、25ポンド以上については銀貨を秤量して、1オンス＝5シリング2ペンスの割で無制限法貨であり続けた。

45) これに続いてリカードウは、アメリカにおける英国通貨のプレミアムは「見せかけ」にすぎないと論じ、スウェーデンとの為替が「有利」に見えるのは、両国不換通貨の過剰＝減価度に依存している、という（III, pp.182-4）。

次に、『報告』のハンブルグ為替平価に基づいて、3か月前から同為替は平価を約2パーセントしか下回っていないから、『報告』が提案する早期兌換再開を要するほどではない、と論じるボザンケットに反論する。すなわち、大陸商人・某氏に依拠する『報告』の平価は正しくなく、純銀分・金銀比価を考慮すると「約17パーセント」英国に不利で、通貨減価の弊害が十分大きいことが分かる、と（III, pp.184-6）。

46) リカードウは、こう続ける。『報告』はこの「ほとんど自明の命題」を述べるだけでなく、事実を訴える。金貨改鑄以来、支払停止後の1798年半ばまでの24年間、1783年5月～84年5月を唯一の例外（地金価格3ポンド18シリング）として、地金価格は鑄造価格を上回ることはなかった。その期間中にポルトガル金貨の価格が4ポンド2シリングだったこともあり、イングランド銀行がしばしば鑄造価格より高い価格で購入

せざるをえず、ある時（リカードウは1795年10月と推定）には、少額だが、ポルトガルで4ポンド8シリングで購入した（Cf. Cannan, *op. cit.*, p.9. 田中前掲書, 23ページ, 参照）。ボザンケットはこれらの例外的事実から『報告』の「原理」を覆そうとするが、このような価格が「1週間の間さえ続いた証拠」があるか、と反問し、「相場表」によると、金価格は1795年7月には3ポンド17シリング6ペンス、同年12月も同価格で、間の4か月は記録がない、とつけ加える（III, pp.189-91）。

- 47) 「地金価格と為替相場に基づく通貨減価（a degraded currency）の証明は、1800年12月に公刊されたボイド氏のピット氏への書簡によって首尾よく力説された。しかし彼は、減価の程度（degree）を過度に強調し、銀行紙券の過剰が生み出したと思われるよりも大きな作用を諸価格に及ぼしたということによって、論敵を利したように思われる。穀物価格の騰貴による彼の命題の例証において、この品目は他のどの品目にも勝って短期の変動を被り、その特定の時期には周知の否定しえない不足に特に影響されたため、彼はとりわけ不運だった。しかし彼の著作は、この重要な問題に公衆の注意を引いたことで有益だったように思われる。論争においてボイド氏に反対した人が商業界の著名人であったにも拘らず、フランシス・ベアリング卿もソートン氏も銀行紙券発行をなにほどこか（some）制限する必要を認めながら、制限の実際的規則または基準を述べえなかったため、ボイド氏の議論に十分な力を認めた。」（King, *op. cit.*, pp.32-3, *fn.*）

- 48) さしあたり、前掲小著, 340-2ページ, 参照。